

寶文館編輯所編纂

表解
法制經濟

全

東京
大阪
寶文館藏版

特63

744

(F)

表解 法制經濟

本書は中學校・師範學校・各種實業學校に於ける學生諸君並に
 及び各府縣の教員檢定試験に應せんとする人士の法制經濟科に
 習・練習・復習の便に於て其の時間と勞力とを節約せんことを目
 編纂したり。

本書は現今最も廣く行はるゝ中學校・師範學校・各種實業學校に於て
 法制經濟教科書及び其の参考書一切の内容を盡く網羅せんことを期せり
 就中左の諸書は特に貴重なる之れを包容することに努めたり。

二、山内正瞭 共著

最新法制經濟教科書
 法制經濟教科書

3.16
 43.16
 内交

法

制

篇

解表 法制經濟(法制篇)

目次

第一篇 總論

(1)

一、法制經濟及び道德	三
二、國家	七
三、國體	一一
四、政體	一三
五、國法	一三
六、權利及び義務	一〇

一、統治主體	三	一、刑罰	六
二、統治客體	三	二、官廳	六
三、統治機關	三	三、官吏	七
四、帝國議會	四	四、公共團體	七
五、國務大臣	五	五、市・町村	六
六、樞密顧問	五	六、郡・府縣	六
七、裁判所	五	七、營造物	八
八、通常裁判所	五	八、訴願及行政訴訟	八
九、裁判	五	九、統治作用	八
一〇、犯罪	六	一〇、國際關係	九

第二篇 公法大意

第三篇 私法大意

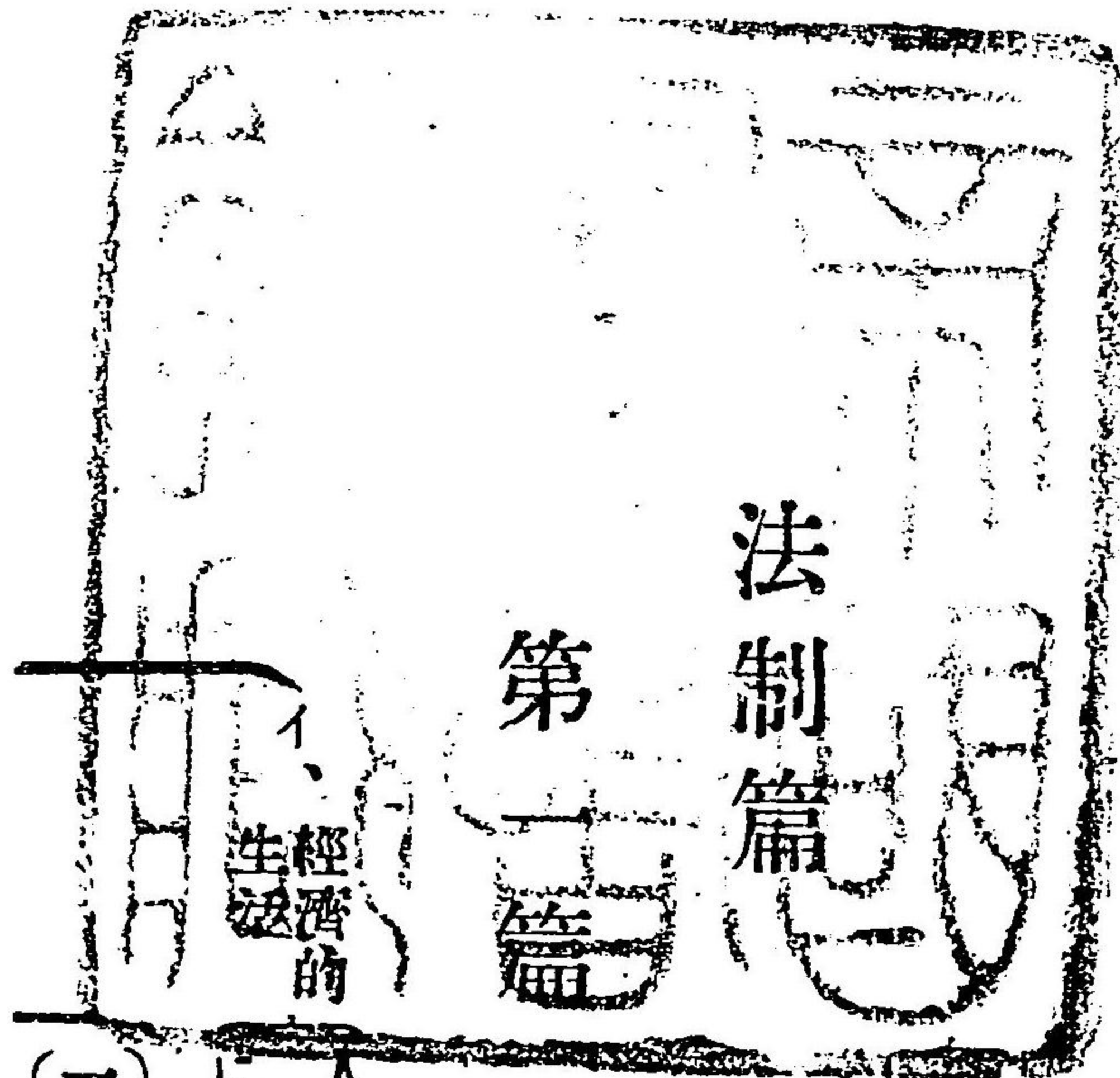
一、人	九	一、留置權	五
二、自然人	三	二、先取特權	六
三、法人	六	三、質權	七
四、物	八	四、抵押權	七
五、法律事實	一〇	五、債權	九
六、法律行為	一六	六、親族	一〇
七、商行為	一九	七、家	一三
八、物權	二〇	八、婚姻	一三
九、占有權	二二	九、親子	一六
一〇、所有權	二三	一〇、後見	一六
一一、地上權	二四	一一、扶養義務	一八
一二、永小作權	二四	一二、相續	一九
一三、地役權	二四	一三、遺言	二一

附 錄

- 一、最近三年間に於ける各府縣中學校・師範學校法制經濟科學年試驗問題……………一四三
- 二、最近三年間に於ける各府縣小學教員檢定試驗法制經濟科問題……………一四四
- 三、第一期以來明治四十二年度迄の文部省教員檢定試驗法制經濟科問題……………一四六

(4)

解表 法制經濟

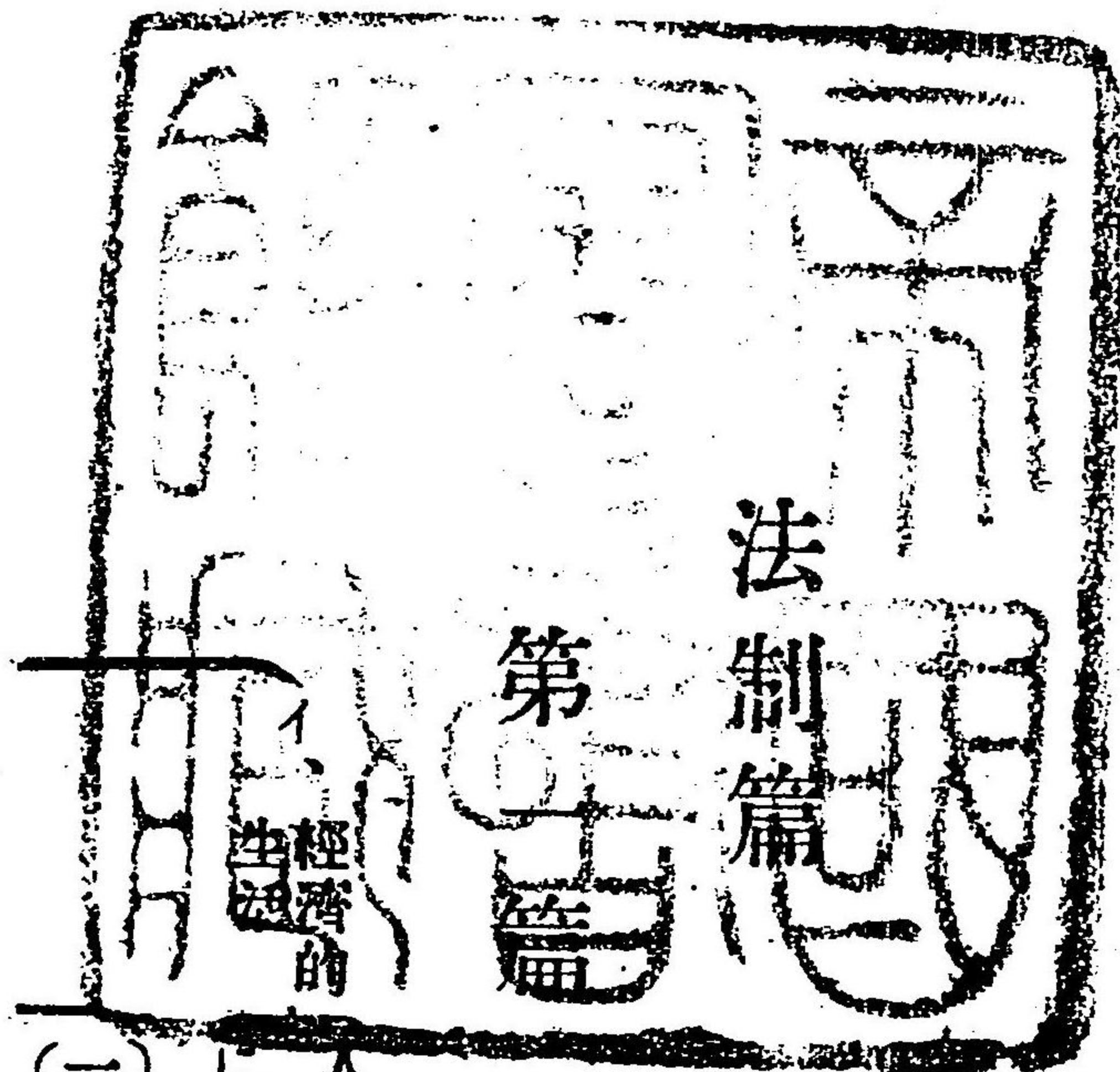


(1)

總 論

人が生物たる本質に基き其の物質的の必要を充たすがために爲す物質的の活動を云ふ。

- (一) 起 原
 - (1) 人類に特有なる社交性(2)慾望の際限なきこと(3)生育期間の長きこと等に基く。



解表 法制經濟

總論

人が生物たる本質に基き其の物質的の必要を充たすがため
に爲す物質的の活動を云ふ。

(一) 起原
(1) 人類に特有なる社交性(2) 慾望の際限なきこと
(3) 生育期間の長きこと等に基く。

附 錄

- 一、最近三年間に於ける各府縣中學校・師範學校法制經濟科學年試驗問題……………一四三
- 二、最近三年間に於ける各府縣小學教員檢定試驗法制經濟科問題……………一四六
- 三、第一期以來明治四十二年度迄の文部省教員檢定試驗法制經濟科問題……………一四九

1、
人類生活の発達

ロ、
社會的
生活

(二) 規定
條件

(1) 輿論 (2) 習慣 (3) 宗教・道德等によりて其の秩序を維持せらる。

(三) 缺點

團體を統一する權力たる統治權を缺くこととなり。

(一) 起原

主なる學説は (1) 天意説 (2) 權力説 (3) 契約説 (4) 人性説等とす。

ハ、
國家的
生活

(二) 特徴

統一的權力たる統治權（之れによりて制定せられたる法制）によりて團體の秩序が維持せらるゝこととなり。

(三) 國家と社會の區別

(1) 領土の有無。
(3) 統一力の有無。

2、

法制的意義は法に關して行はるゝ一國の制度を總稱す。

イ、經濟は法制に左右せられ、法制の保護を受けて發達す。

一、
法及經濟
道徳と經濟

3、

法制と經濟の關係

ロ、
經濟の發達は法制に影響して其の發達を促がす。

ハ、
現今の法制は大半其の制定につき經濟上の理由を有す、即ち經濟的立法なり。

ニ、
經濟的法制の活用は國民の經濟的知識に待つ、然らずんば却て之れを徒法たらしめ或は之れを悪用するに至る。

イ、
相異點

(一) 兩者は其の目的を異にす（正と善）。

(二) 兩者は其の支配する所を異にす（行為と心意）。

(三) 兩者は其の行はるゝ形式を異にす（強制と任意）。

(四) 故に兩者は往々衝突することあり、例へば奴隸制度の如し。

(一) 道德は法制の基礎の大部分を構成す。

(二) 兩者は合致するを以て理想となす。

(三) 人智未開の時代には兩者は全然混同して分化せざりし。

經濟と道德の關係

5、

イ、今日は信用經濟なり、従つて其の圓滿なる發達進歩は道德を前提とす。

ロ、道德を圓滿に行ふにも亦經濟力を要す。

ハ、經濟と道德とを結合するは時代國民教育の眼目と云ふべし。

相關點

(四) 人智進化し兩者明かに分化せし時代にも法制中には尙ほ多くの道德の要素を包含す、例へば(1)善意惡意を區別して法の保護を異にし(2)善良の風俗に反する法律行為を無効とし(3)犯人の状況を酌量して刑を輕減する如し。

(五) 法制の善長にして其發達の宜しからんには國民道德の健全なる發達を要す。

興論が法制上に及ぼす勢力は專政制度の下にあり

(補)

1、法制と興論の關係

イ、ては微弱なれども立憲代議制度の下にありては頗る大なり

ロ、(一) 慣習は種々の法制の成立及び改廢に重要な關係を有す。

(二) 今日成文法時代にも便宜上成文法を設けずして慣習に譲る場合頗る多し。例へば法例第二條民法第九十二條の如し。

ハ、興論及び慣習が法制に及ぼす勢力の偉大なるを知らば國民は須らく雷同附阿の虚聲と卑劣の風習とを矯正し善良の慣習と健全なる興論とを構成すべし。

イ、人の精神的生活を支配する宗教の教旨を利用して法制を立つるは法制の威信を維持するに便利なる

2、法制と宗教との關係

ものなり。

故に古來各國の法制は皆多少の範圍に於て宗教上の思想を以て其の基礎とせり。

人智進歩し迷信減じたる今日にありては法制は宗教の影響を拒否して獨立の發達をなすのみならず却つて宗教を支配し監督するに至れり。

政教一致制：是れに(1)國教制と(2)教國制の別あり。

3、宗教制度

(一) 政教分離制：例へばモルモン宗の如し。
(二) 教會公認制：我邦の制度は是れに近

1、意義

國家とは統治權の下に一定の土地(領土)及び人類の複數(國民)が統合せるものを云ふ。
臣民に對して絶對無限に其の意思を拘束し且、其の服從

2、國家の要素

イ、統治權

(一) を強制し得る權力を云ふ、故に單に命令し得る力たる單純なる權力とは其の性質を異にす。
(二) 國家に專屬する權力にして國家以外に之れを固有するものなし。

(三) 單一國家に於ては最高獨立の權力なり、之れを主權と稱す、故に主權は國家の要素には非ざるなり。

(四) 唯一不可分の權力なり。

ロ、領土

一國の統治權が絶對に行はるゝ地域を云ひ領土に對する統治權の作用を領土權と稱す。

ハ、臣民

絶對無限に統治權に服従すべき身分を有するものを云ひ、此の身分を國籍又は臣民分限と稱す。

(一) 家族—家長權、

(二) 族制國家—統治權、

イ、第一觀察

3、發達

ロ、第二觀察

(一)(二)(三)

無領土時代

領土即國家時代

領土臣民共に國家要素たる時代。

(三) 統一國家

(1) 族制國家の圓滿なる發達を遂げたるもの(我邦)

(2) 族制國家を破壊し變則なる觀念を立國の基礎とせるもの(歐米各國)

1、國家有機體說

イ、要旨

國家は萬有學上に於ける一個の有機體なり

國家と有機體とは多少の類似點を有すれども國家は決して萬有學上の有機體ならず。

個人の自由を抑へて國家の權力を扶植

ロ、批評

(補) 國家の性質に關する學說

2、國家公法人說

イ、要旨

國家本來の性質は權力を有する所の法人たるにありと。

(二) せんとする政策上より生れたる學說なれば學理上の根據に乏し。

ロ、批評

諸國の立法に於て或る關係に於て國家の法人たることを認むるも、之れが爲めに法人を以て國家本來の性質とすべからず。

法人を以て國家本來の性質とする時は國家以前に己に法の存在せしことを許さざるべからず是れ矛盾なり。

イ、要旨(主權即ち最高權力が國家の要素なりと。

(一) 此の說にては非主權國は國家に非ずと

3、國家主權說

1、意義

各國家が其の建國以來の特別なる歴史の成果たる國家の特徴を謂ふ。

各國家の特徴は主として統治權の所在によりて發揮せらるゝが故に統治權の所在によりて國體を分つを通例とす、れども統治權の所在以外に(1)、人種(2)、宗教(3)、言語(4)、文學(5)、地勢(6)、社會制度等を標準として之れを別つを得

4、君主即國家說

ロ、批評

の論結を生ず。

(二) 此の説も政策上より胚胎したるものにて學理上の根據に乏し。

イ、要旨 君主は統治權の主體にして即ち國家なりと。我が國法上君主と國家と同一ならざることば

ロ、批評

(1)、憲法第三十一條(2)、憲法發布の勅語(3)、憲法の前文(4)、皇室典範第十條等によりて立證し得べし。

三、國體

2、區別

ロ、種類

(一)、民主國體

統治權が國民全體に存在するものにして例へば北米合衆國、佛國等の如し。

(二)、貴族國體

統治權が少數なる貴族の階級に存在するものにして今日は其の跡を絶てり。

(三)、君主國體

統治權が君主なる特定の一人に存在するものにして更に之れを別つ時は(1)、我國の如く統治權歸一の原因が平和的、自然的なるものと(2)、英、獨、露、澳、清等の如く統治權歸一の原因、強暴的、不自然的なるものとあり。

3、淵原

國體を決定する淵原たるものは建國以來の歴史の成果たる國民の統治權の所在に關する信仰是なり。

4、我が國の精華

我が國に於て統治權が萬世一系の天皇にありとする臣民の確信は、其起原を遠く三千年の昔に發す、即ち(1)、一家に於て父祖を尊敬する念が一部落の共同祖先を崇拜するの念となり(2)、共同祖先を崇拜する念が一轉して共同祖先の直系卑族を仰ぎて其の命に服従するの念となる、是れ我邦に於ける統治權確立の順序にして(3)、此の根本觀念が漸々社會の進歩に従ひて圓滿なる發達を遂げ遂に國民の強固なる信仰となるに至りしなり。即ち我が國體の精華は我が三千年の歴史の成果に外ならず。

1、意義

統治權運用の形式を指稱す。

(1)、形式

憲法と稱する最高の法典を有し、これに基きて統治權を運用する政體を云ふ。

政務の性質に従ひて統治權運用の形

四、政體

2、種類

1、立憲政體

(一)、意義

(2)、實質

式を一定し各獨立の機關をして之れが行使に當らしむる政體を云ふ。

(3)、沿革

(イ)、三權分立の主義に基き政務を立法・司法・行政の三に分ち(ロ)、各獨立の機關をして之れに與らしめ、且、(ハ)、國民をして立法に參與せしむる政體を云ふ、今日立憲政體とは普通に此の意義に使用せらる。

(二)、價值

(1)、政治上

(イ)、三獨立機關相箝制して統治權の濫用を防ぐ。
(ロ)、國民に參政權を與ふるの結果其の政治思想を高め、従つて政治を行ひ易し。

3

我が國の政體

イ、專制政體

(1)、三權分立の主義に基きて政務を三分するが如きことな
く(2)、又國民に參政權を與へず(3)、且、政務の性質に従ひ
て統治權運用の形式を一定し之れに依ることを要件とする
が如きことなき非立憲なる政體を云ふ。

イ、由來

明治五年の御誓文に基き明治二十二年二月十一日憲法を發
布せられし以來我が國は立憲政體となりたり。

ロ、特色

我が國の憲法は平和に欽定せられたるものにして、諸國
の憲法が君民爭權の餘に協定せられたるとは大いに其の趣
を異にす。欽定憲法の特色は憲法外の大權なるものを認む
ること是なり。

(2) 社會

(1)

國民の生活をして自由平安ならしむ。

(ロ) 國民の奉公・愛國心を深くす。

イ、意義

〔統治權によりて強行せらるゝ國民共同生活の規則を云ふ。〕

(一) 公法と私法と

一は不平等なる權力關係を規定するもの(憲法・刑法・訴訟法等)を云ひ他は平等の權利關係を規定するもの(民法・商法等)を云ふ。

(二) 成文法と不文法

一は其の發生の初文章の形態を具へたるものを云ひ他は其の然らざるものを云ふ。

(三) 制定法と認定法

一は國家自ら制定する所のものを云ひ他は或は之れを慣習法とも云ひ自然に發生せる行爲の準則を國家が認定したるもの(民法第九十二條及び法例第二條)を云ふ。制定法の主要なるものは憲法・皇室典範・刑法・民法・訴訟法・商法及び此等の附屬法なり。
一は法律關係其ものを規定するもの(民法・商

口、分類

- (四) 主法と助法と
法・刑法等)にして他は主法を實行する手續を規定するもの(訴訟法)を云ふ。
- (五) 固有法と繼受法と
一は一國固有の風俗習慣より發生せるものを云ひ、他は他國の法律を模範とせるものを云ふ。
- (六) 強行法と任意法と
一は當事者が反對意思を表示して其の適用を免るゝ餘地を興へざるものを云ひ、他は其の餘地を興ふるものを云ふ(民法第九十一條)。
一は(1)、全國又は(2)、人民一般若くは(3)、普通一般の法律行為に適用せらるゝもの(民法)を云ひ、他は(1)、特定の地方(臺灣律令)又は(2)、特別の人(日本銀行條例)若くは(3)、特別の法律行為(商法)に適用せらるゝものを云ふ。
- (七) 普通法と特別法と

- (一) 憲法
 (1) 發案
 法律案の提出權は政府及び兩院各之れを有す。各議員は發議權あれども發案權は之れを有せず。
- (八) 法律と命令と
 一は帝國議會の協贊を経て發する天皇の命令にして、他は議會の協贊を経ずして天皇の發し又は發せしむる法規を云ふ。
 我が欽定憲法は所謂硬質憲法にして、其の條規を改正せんとする時は(1)、天皇之れが發議權を執りて(2)、帝國議會に附議す。(3)、兩院は各其の三分の二以上出席し且、(4)、出席議員の三分の二以上の多數を以てするに非ざれば改正の議決をなすことを得ざるの點に於て法律の制定(立法手續)と異れり。

(二) 法律

(2) 議決

法律案は三讀會を経て議決す、第一讀會は、法律案の議否を定め其内容を明かにす、第二讀會は逐條審議す、第三讀會は全體に付きて可否を決す。

(3) 裁可

議會の議決せる所を嘉納して天皇の意思となすの行爲なり、即ち法律案は裁可によりて始めて法律となるなり、是れ裁可が眞の立法行爲たる所以なり。

(4) 公布

法律の存在を發表する行爲にして法律の効力を生ずる要件となるものなり。然れども實際の便宜上、

ハ、制定

(一) 方式

原則として公布後二十日を経て効力を生ぜしむ(法例第一條)之れを施行期限と云ふ。

命令は其の内容及び効力の異なるに從ひて其の制定の形式區々に岐る從つて種々の名目を有す(公式令)。

(イ) 勅旨
及
勅語

勅旨とは皇室・國事に關する天皇の口頭の命令にして一回の處分に止まるものを云ふ。勅語は勅旨の一種なれども唯之を筆書して記録

Blank space for handwritten notes on page 20.

(ロ、詔書

に具ふるの點に於て異なる。例へば開院式の勅語、教育勅語等の如し。皇室の大事又は大權の施行に關する天皇の文書による命令にして一回の處分に止まり一般に公布するものを云ふ。例へば立后・立太子・議會召集開會の勅諭及び選舉期日などを定むる勅命・成申詔書等の如し。

1、國法

Blank space for handwritten notes on page 21.

(三、命令

(ハ、勅書

皇室の事務又は國務大臣の職務に關し、特定の受命者に對する天皇の文書による命令にして公布せざるものを云ふ。例へば皇族の婚嫁及び旅行の勅許・臣籍に嫁したる皇族に内親王女王の稱を賜はる特旨の如し。

(ニ、皇室命令

皇室の事務に關し文書を以て公布する天皇の命令を云ふ。

(三) 名目

(ホ) 勅令

憲法第八條及び第九條前項による天皇の命令を云ふ。

(ハ) 發せしむる命令

憲法第九條后項に基づく統治機關の命令にして機關の異なるに従ひ種々の名目を有す、例へば閣令・省令・宮内省令・統監府令及び理事廳令・臺灣總督府令・皮律令・關東都督府令及び署令・領事廳令・樺太廳令・北海道廳令・府縣

五、法

(1) 原前

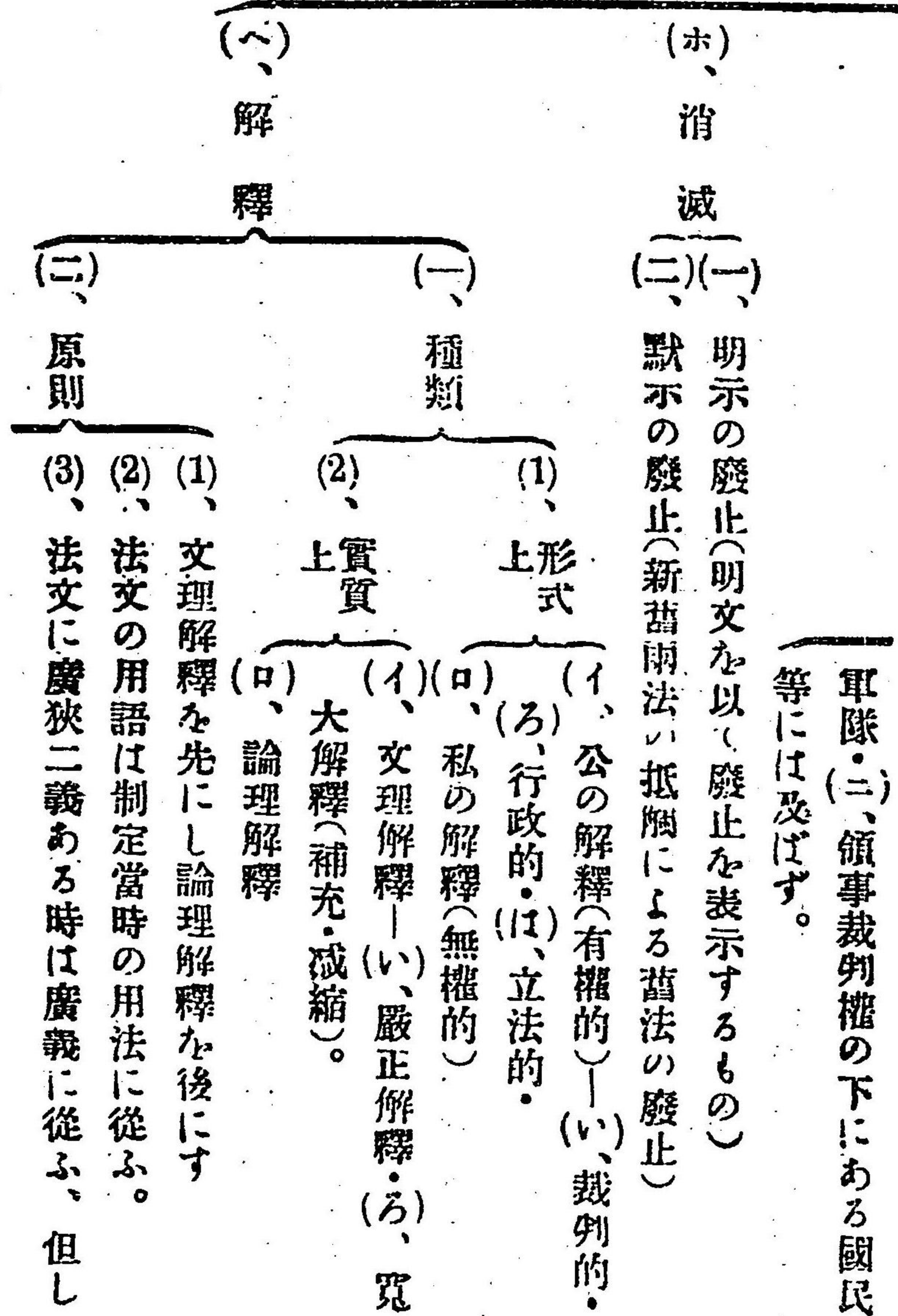
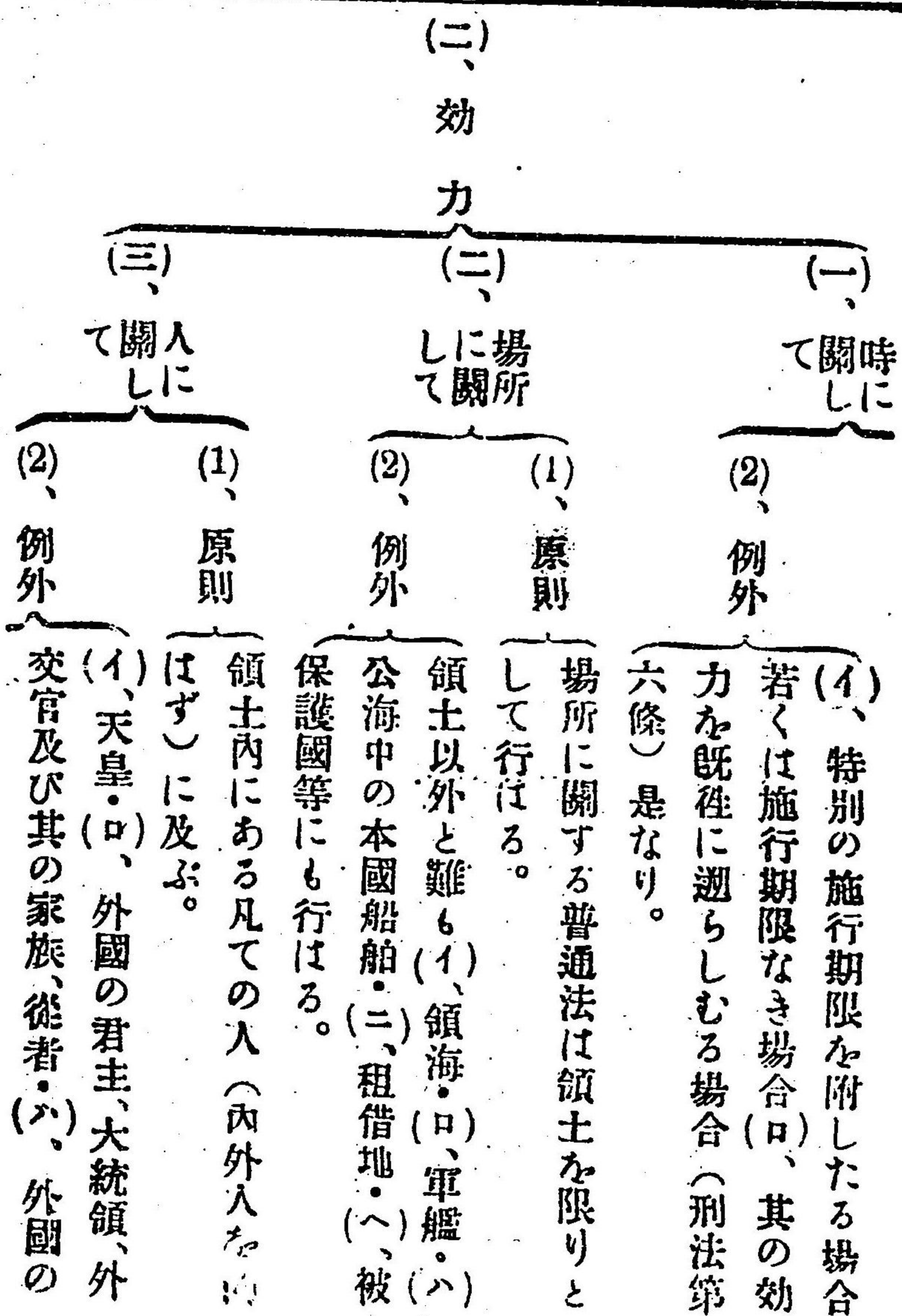
公布後二十日の施行期限（法例第一條及び公式令第二條）到來より廢止に至る迄効力を有す。

(チ) 官記・辭令・位記・勳記・爵記

官記は官吏を任命する命令・辭令は之れを免ずる命令・位記、勳記、爵記は人に位、勳、爵を授くる命令を云ふ。

(ト) 軍令

令・警視廳令・郡令・市町村條例等の如し。陸海軍の統帥事務に關し、文書を以てする命令を云ふ。



2、國際法〔文明諸國相互の關係に關し該諸國の認容せる國家行爲の規則を云ふ。

例外規定及び刑罰規定は狹義に解釋す。

(4)、關係法規全體に亘りて矛盾なき様解釋すべし。

(1)、意思

(イ)、要旨

權利とは法の與ふる意思の力なりと。

(ロ)、批評

此の説は權利の創設又は行使の要件を以て直ちに權利の本質と誤認するものにして、此の説によれば意思力なきものは權利主體たるを得ざるべし然れども現今諸國の立法例は幼兒・白痴乃至法人までも皆

(一) 學說

(2)、範圍

(イ)、要旨

權利主體となすに非ずや。

(ロ)、批評

權利とは法律によりて許されたる人の行爲の範圍なりと。此の説は意思説より蟬脱せるものにして意思説と同一の非難を免れず。

(イ)、要旨

權利とは法の保護する利益なりと。

(3)、利益

(ロ)、批評

此の説は多數の權利の行使によりて得る結果を以て直ちに權利の本質と誤認するものなり、故に此の説にては利益を目的とせざる權利（選舉權の

1、性質

如し)を説明することを得ざるなり。

特定の法律利益を充實する法律上の力なりと、

此の説は利益説より脱化したものなれば今説と同一の非難を免れず。

權利即ち各人行動の自由は法以前に自然に存在し法は之を認定したるに過ぎずと。

各人の心身の不平等を前提として結論を求めれば弱肉強食賢愚相凌ぐが自然の状態にて

(4)、勢

(イ)、要旨

(ロ)、批評

(5)、自然法説

(イ)、要旨

1、權利

ロ、種類

(二)、定義

權利とは適法行爲の基礎をなす法律上の可能力を云ふ。

(一)、公權と私權

一は公法上の權利(自由權・參政權・訴權等)を云ひ他は私法上の權利(人格權・身分權・財産權)を云ふ。

(二)、絕對權と相對權

一は凡ての人に對抗し得る權利にして例へば物權の如し、他は特定の人に對して有する權利にして例へば債權の如し。

(ロ)、批評

世に自由の存在を許さず然るに此の自然の不自由を變じて自由を各人に與ふるは國法の力にして統治權の賜と云ふべし。

六、權利及義務

- ハ、發生消滅
 - (一) 絶對的 — 例へば選舉權の取得・失權の如し。
 - (二) 相對的 — 例へば賣買・讓渡による所有權の移轉の如し。權利の行使は權利者の自由を原則とす。然れども國民各自が權利思想に富み自己の權利を行使するに忠實なると共に他人の權利を尊重するに吝ならざるに於て始めて圓滿なる法治生活の實を擧ぐるを得べし。即ち權利思想は立憲法治國家の維持發展の要件と云ふべし。
- ニ、行使
 - (三) 原權と救濟權 — 一は何等權利の侵害なくして存在するもの(占有權の如し)にして、他は原權の侵害によりて生ずる權利(占有訴權の如し)を云ふ。
 - (四) 主權利と從權利 — 一は獨立して存在し得る權利(債權の如し)にして、他は主權利に從屬して存在し得るもの(質權・抵當權の如し)を云ふ。

第二篇 公法大意

- 2、義務
 - イ、性質 — 法によりて創設せられたる行爲の拘束を云ふ。
 - ロ、種類
 - (一) 公務 — 兵役・納税の義務の如く、凡て公法の規定によりて生ずる義務を云ふ。
 - (二) 私務 — 各種の債務の如く、凡て私法の規定によりて生ずる義務を云ふ。
- 1、天皇の地位
 - イ、統治權の主體 — 大日帝國は萬世一系の天皇之れを統治す(憲法第一條)。
 - ロ、統治權の總攬 — 天皇は國の元首にして統治の權を總攬し此の憲法の條規によりて之れを行ふ(憲法第四條)。
 - (一) 憲法上の — 憲法第一章に列示せる權力にして、命令大權・官制大權・統帥大權・外交大權・榮典

ハ、政務の親裁
(大権)

大権

大権・赦免大権等是なり、此等大権に屬する政務の範圍は憲法上の大権事項と云ふ。

(二) 憲法
外の
大権

憲法に規定せざる大権にして例へば頒曆・遷都・造位・造爵・造幣・國境變更・使節受授等の大権の如し。

(補) 統帥大権
(大元帥)

- (一) 帷幄 (1)、元帥府 (2)、軍事參議院。
- (二) 補佐機關 (1)、陸軍參謀本部 (2)、海軍々令部。
- (三) 統率機關 (1)、師團長 (2)、鎮守府司令長官 (3)、艦隊司令長官。

イ、不可侵權 — 天皇は神聖にして侵すべからず (憲法第三條)。

- (一) 最敬禮を受くる權、
- (二) 國禮を受くる權、
- (三) 守衛儀仗權、

ロ、榮譽權

2、天皇の特權

ハ、財産上の特權

- (一) 敬稱權 (朕、陛下)
- (二) 紋章權 (菊花)
- (三) 宮庭組織權、
- (四) 皇室經費を受くる權、
- (五) 世傳御料を保有する權、
- (六) 皇室の婚嫁及び旅行の許可權、
- (七) 皇族を懲戒するの權、

ニ、皇室の首長權

- (一) 皇位は天皇の位にして祖宗の威靈の宿る所なり、國法上皇位は無窮にして天皇は不死なり、其の生死あるは自然人たる天皇のみ。
- (二) 皇族を懲戒するの權、

イ、性質

皇位は無窮にして天皇は不死なり、其の生死あるは自然人たる天皇のみ。

(一) 意義

自然人たる天皇崩御する時は皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を受け其の際間斷あることなし之れを皇位繼承と云ふ。

1、統治主體

3、皇位

4、攝政

ロ、繼承

(二) 原則

皇位は皇男子孫之れを繼承するものにして、之れを分解すれば三原則に岐る(1)、皇胤に限ること(2)、女系を交へざること(3)、直系卑族ある間は傍系に入り又は尊族に遡らざること是れなり。

(三) 順位—(1)、最近親主義(2)、嫡出子主義(3)、年長者主義。

イ、性質

或は統治機關なりとし或は統治主體たる天皇を補充し其の一部をなすものなりと云ひ其の說一ならず。

ロ、存置

(一) 天皇の未成年なるとき(天皇の成年は十八歳とす)。

(二) 天皇久しきに亘る故障ありて大政を親らすること能はざる時。

ハ、資格

(一) 皇族たる(皇族の範圍は太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、全妃、皇太孫、全妃、親王、全妃、内親王、王、王妃、女王とす。皇族は氏なく名を有するのみ又養子をなすことを得ず)

イ、性質

(一) 國民定着の場所にして其の國の統治權が絕對に行はるる地域を云ふ領土の上に行はるる統治權を領土權と云ふ、領土權は權力關係上のものにして、私法關係たる土地所有權とは全く其の觀念を異にす。
(二) 領土の保全には國民全體の氣力と實力とに待たざるべからず。

ニ、順位

(一) 皇太子、皇太孫(二)、親王、王(三)、皇后(四)、皇太后(五)、太皇太后(六)、内親王、女王(皇玄孫までは男は親王、女は内親王と稱し五世以下は男は王、女は女王と稱す)。

ホ、權限

憲法及び皇室典範の改正を除くの外、統治權の全體に及ぶ。

憲法の効力の領土全體に及ぶは勿論、憲法上の立法事項

1、領土

領土と國土
の法と國土
の關係

(一) に屬する法律の規定も其の効力全領土に及ぶを原則とす。

(二) 以上の特例として臺灣にては臺灣總督が明治四十四年十二月末日迄勅裁を経て立法事項を律令を以て規定し、樺太にては同じく立法事項の或るものを勅令を以て規定す。

(三) 帝國憲法は領土の區域に關しては別段の規定を設けず、故に天皇は其の大權によりて自由に之れを變更することを得。

(四) 領土割讓の場合は國法は其の施行區域を縮少するも其の取得の場合は法の精神により其の施行區域を擴張するものと然らざるものとあり。

領海とは海に類する國家の統治權の行はるゝ沿岸

二、統治
客體

ハ、領海

(一) 性質

一帯の海岸を云ひ、沿海國が自衛の必要に基づき海上自由の原則に反して自國の領土權を沿海上に擴張したる範圍を指す。

(1) 沿岸海は干潮の時、水際より三海里を範圍とす。

(2) 灣及び内海は入口が十海里以内なるときは全部を領海とす、例へば瀬戸内海及び東京灣の如し。

(3) 港は凡て其の全部を領海となす。

イ、性質

(一) 臣民とは統治權に絶対無限に服従すべき自己を有するものを云ふ、此の身分を臣民分限又は國籍と稱す。

(二) 國民と臣民と人民との區別 (臣民とは君主國の國民を云ひ人民とは民主國の國民を云ひ國民とは此の兩者を包含

2、臣民

ロ、國籍

する名辭なり。

- (一) 取得—(1) 出生(2) 歸化等。
- (二) 喪失—(1) 法律上の脱籍(2) 任意の脱籍。

(1) 參政權

- (イ) 文武官となるの權(ロ) 地方自治團體の名譽職となるの權、
- (ハ) 衆議院議員の選舉被選舉權(ニ) 地方自治團體の議員選舉權。

(2) 自由權

- (イ) 居住移轉の權(ロ) 身體自由の權(ハ) 住所保安の權(ニ) 信書秘密の權(ホ) 財產保安の權(ヘ) 信教自由の權(ト) 言論著作印行集會結社の權(チ) 法定の裁判官の裁判を受くる權。

ハ、權利

(一) 憲法上

- (3) 請求權—請願の權。

三、統治機關

1、直接機關

ニ、義務

- (一) 憲法上
 - (1) 兵役義務、
 - (2) 納稅義務、
- (二) 憲法外—各種の國法によりて創設せらる、
- (三) 憲法外—各種の國法によりて定まる。

イ、意義

憲法の規定によりて直接に設置せらるるものにして、其の廢止又は權限の變更は憲法の規定を改正するに非ざれば能はざるものを云ふ。

ロ、種類

- (一) 帝國議會、
- (二) 政府
 - (1) 國務大臣、
 - (2) 樞密顧問、
- (三) 裁判所、
- (四) 會計検査院、

イ、意義

法律又は官制によりて設置せらるる機關を謂ふ。

2、間接機關

種類

- (一) 行政官廳
 - (1) 中央官廳、
 - (2) 地方官廳、
- (二) 公共團體
 - (1) 地方自治團體、
 - (2) 公共組合、
- (三) 營造物、

1、地位

政治上—國民の意思を代表する機關なり、
口、國法上—立法及び國家の財政計劃に參與する統治機關たり、

イ、貴族院

- (一) 皇族議員—成年の皇族、
- (二) 華族議員
 - (1) 當然議員たるもの—公侯爵、
 - (2) 互選の結果によるもの—伯子男爵、
- (三) 勅任議員
 - (1) 多額納税議員—任期七年、
 - (2) 終身議員、
- (一) 公選議員—選舉法の規定により公選せられたるもの、

(1)、制度

- (イ) 普通選舉

財産・納税の資格を權利の要件とせざる制度にして獨佛・英・米・西・希等是なり。財産・納税の資格を權利の要件とする制度にして例へば我が國の如し、
- (ロ) 制限選舉

漸次普通選舉制度に傾く、其の原因は十九世紀以降國民殊に労働者階級の勢力が社會上及び經濟上非常に重きを致すに至りしが爲めなり、

(2)、傾向

- (イ) 普通選舉の弊

下層の國民が勢力を得て上流の少數者を壓倒し爲めに選舉の腐敗を來し政治上の

2、組織

(二) 選舉權

(3) 利害

危險を來し到底公平・遠大の政治を行ふを得ず。

(四) 制限の弊

國民の大部分を政治に與らしめず且、國會には少數資本家の利益のみが代表せらるゝの結果國民中に不平分子を養ひ労働者と資本家の軋轢を激甚にす、

(4) 制限

(イ) 帝國臣民たる男子たること、
(ロ) 年齢二十五年以上たること、
(ハ) 住所に關する制限にして、即ち選舉人名簿調製期日前滿一年以上其の選舉區内に住所を有すること、

(三) 被選舉權

(1) 特徴

納税及び住所に關する制限なきことなり、
(イ) 帝國臣民たる男子たること、
(ロ) 歸化人に對する制限(歸化人は被選舉權なし)、
(ハ) 年齢三十年以上たること、
當選の禁止にして、即ち、或る種

(二)

納税上の制限にして、即ち、選舉人名簿調製期日前滿一年以上地租十圓以上、又は滿二年以上地租以外の直接國税若くは地租と其の他の直接國税とを通じて十圓以上を納むるもの、

四、帝國議會

口、衆議院

(四) 選舉權被選舉權失格の學

- (2) 制限
 - (一) の官吏(宮内官・判事・検事・評定官・會計検査官・稅務官・警察官)神官・僧侶・小學校教員・政府の爲め請負をなすもの・華族・軍人等。
 - (ホ) 兼職の禁止(貴族院議員又は府縣會議員と相兼ねるを得ず)。
- (1) 禁治産者及び准禁治産者、
- (2) 現役軍人、
- (3) 官公私立學校の學生生徒、
- (4) 禁錮以上の受刑者、
- (5) 身代限處分又は家資分散若くは破産宣告を受け、債務の完済又は復權するに至らざるもの等とす、

(五) 區選舉

- (1) 制度
 - (イ) 小選舉區單名投票制度、
 - (ロ) 大選舉區連名投票制度、
 - (ハ) 大選舉區有限投票制度、

實際上は小選舉區制度たり、即ち人口三萬以上を凡て獨立選舉區とし、少なくとも一人を選出す、而して市部を郡部と獨立せしめしは商工業の代表者を出す機會を與へんが爲めなり、然れども此の制度は選舉の効力に不公平を來す、

大選舉區單名投票制度た
- (2) 現行法

(四) 郡部

り、即ち府縣を選挙區とし人口十三萬毎に一人を選出す、此制度を採りし理由は少數代表の機會を與へんが爲めなり、然れども此の制度は選挙の競争を激甚ならしめ且投票を輕んぜしめ、棄權者を多からしむ。

(六) 投票法

- (1) 記名法
投票用紙に選挙人の氏名を記入するもの、
- (2) 無記名法
投票用紙に選挙人の氏名を記入せざるものにして我が現行法は之れに仍る、尙ほ我が國は用紙官給制度と自筆主義

イ、議會

(七) 選挙人名簿

選挙權の有無を公に決定する効力あるものにして、之れを調製する任は市町村長又は區長にして、毎年十月一日の現在により同月三十一日迄に調製し、十一月五日より向ふ十五日間を縦覽期限とし、名簿訂正の申立は此の期限内に於てすべきものとす、名簿訂正の申立に對する裁決(郡市區長の)に不服なる者は更に裁判所に出訴することを得、かくして十二月二十日を以て名簿確定の期日とす、

(一)とを採る、

(一) 國法の制定に參與する權

- (1) 法律案の議定權、
- (2) 緊急勅令に對する承諾權、
- (1) 國債及び豫算外の國庫負擔となるべき契約に對する協賛權、

3、
權限

- ロ、議院
 - (一) 上奏權及び奏上權、
發案權、
 - (二) 議決權及び決議權、
 - (三) 請願受理及び院内整理の權、
 - (四) 質問・發議・發言表決の自由・歳費・身體の自由・特別保護の權、
- ハ、議員
 - (一) 權利
別保護の權、
 - (二) 義務—應召義務及び出席義務、
 - (三) 常會—毎年召集し會期は三ヶ月を原則とす、
常會の外臨時緊急の必要ある場合に召集するもの、
 - (四) 臨時會
の、
 - (五) 特別會—衆議院解散後五ヶ月以内に召集するもの、
- イ、召集
 - (一) 國の財政計畫
に參與する權
 - (二) 豫算案の議定及び決算の審査權、
 - (三) 緊急財政處分に對する承諾權、

4、
活動

- ロ、開會—開院式は兩院同時に之れを行ふ、
- ハ、會議
 - (一) 種類—本會議と委員會とす、
 - (二) 議事
 - (1) 總員の三分の一以上の出席を要す(2)、出席議員の過半数を以て議決す(3)、議決は三讀會を経て確定す、
- ニ、停會
 - (一) 議會の反省を促さんが爲めに兩院に同時に命ずるもの、
 - (二) 衆議院解散の場合に貴族院に命ずるもの、
- ホ、休會
 - (一) 休暇又は議事準備の爲め(二)、議院の決議により(三)、本會議のみを休止するを云ふ、
- ヘ、閉會—閉院式は兩院同時に之れを行ふ、
- イ、輔弼—國務各大臣は天皇を輔弼して其の責に任ず(憲法五五)、
- ロ、副署
 - 凡て法律勅令其他國務に關する詔勅には國務大臣の副署を要す(憲法五五)、

五、國務大臣

2、責任

- イ、原因
 - 國務大臣其の輔弼に過失ある時は茲に責任を生ず、副署は、輔弼を公示する形式にして責任の原因に非ず、國務大臣の責任の性質に關しては議論岐るれども、要するに
- ロ、性質
 - (一)、輔弼の任務に付き(二)、天皇に對する責任にして(三)、天皇に代はるの責任に非ず(四)、又議會或は國民に對する責任に非ず(五)、又連帶の責任にも非ざるなり。

3、地位

- イ、憲法上の輔弼機關たり、此の點に於て官制上の行政機關たるは、大臣及び宮内大臣と其の地位を異にするものなり、
- ロ、獨立の職權なし、此の點に於て、自己の名を以て命令處分をなす職權を有する各省大臣と異なる、故に國務大臣と各省大臣とは必しも相兼ねるを要せず、其の之れを兼ねるは便宜に出づ、

1、組織

樞密院官制の定むる所により、天皇の諮詢に應へ、重要な國務を審議す(憲法五六)。

六、樞密

七、裁判所

顧問

2、權限

樞密院なる合議體を組織し、會詢によりて、其の意思を決定す、

1、地位

- イ、司法權は天皇の名に於て法律により裁判所之れを行ふ(憲法五七)、
- ロ、裁判所官は法定の資格あるものを以て之れに任じ、刑法の宣告又は懲戒處分に依るの外、免職せらるることなし(憲法五八)、

2、種類

- イ、司法裁判所(一)、通常裁判所(區裁判所・地方裁判所・控訴院・大審院)、
- ロ、行政裁判所(二)、特別裁判所(陸海軍々法會議・領事裁判權ある領事廳)

3、權限

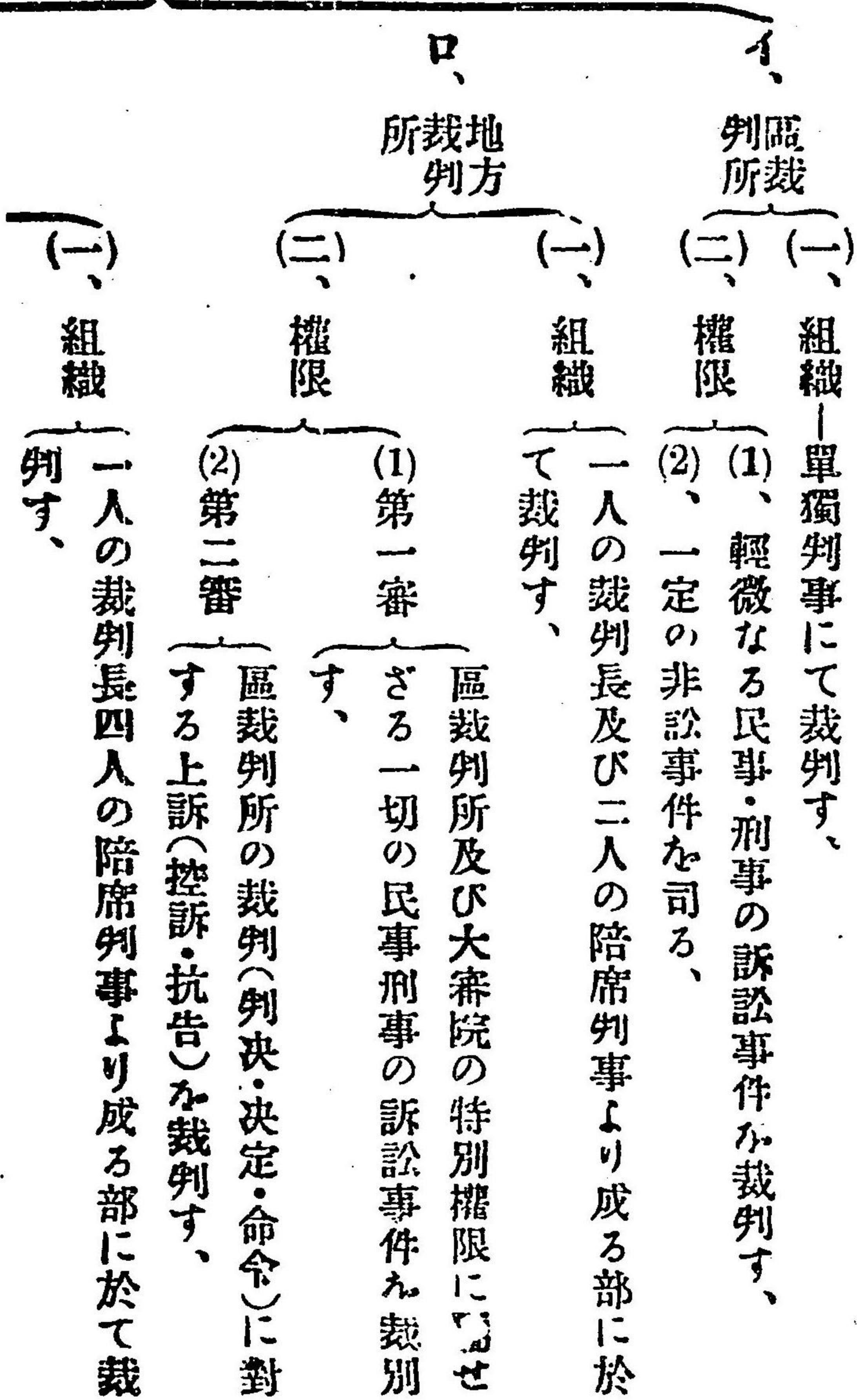
- イ、民事訴訟、
- ロ、刑事訴訟、
- ハ、非訟事件、
- ニ、行政訴訟、

1、性質

裁判所構成法に規定する所のものにして民事・刑事に關する普通法(民

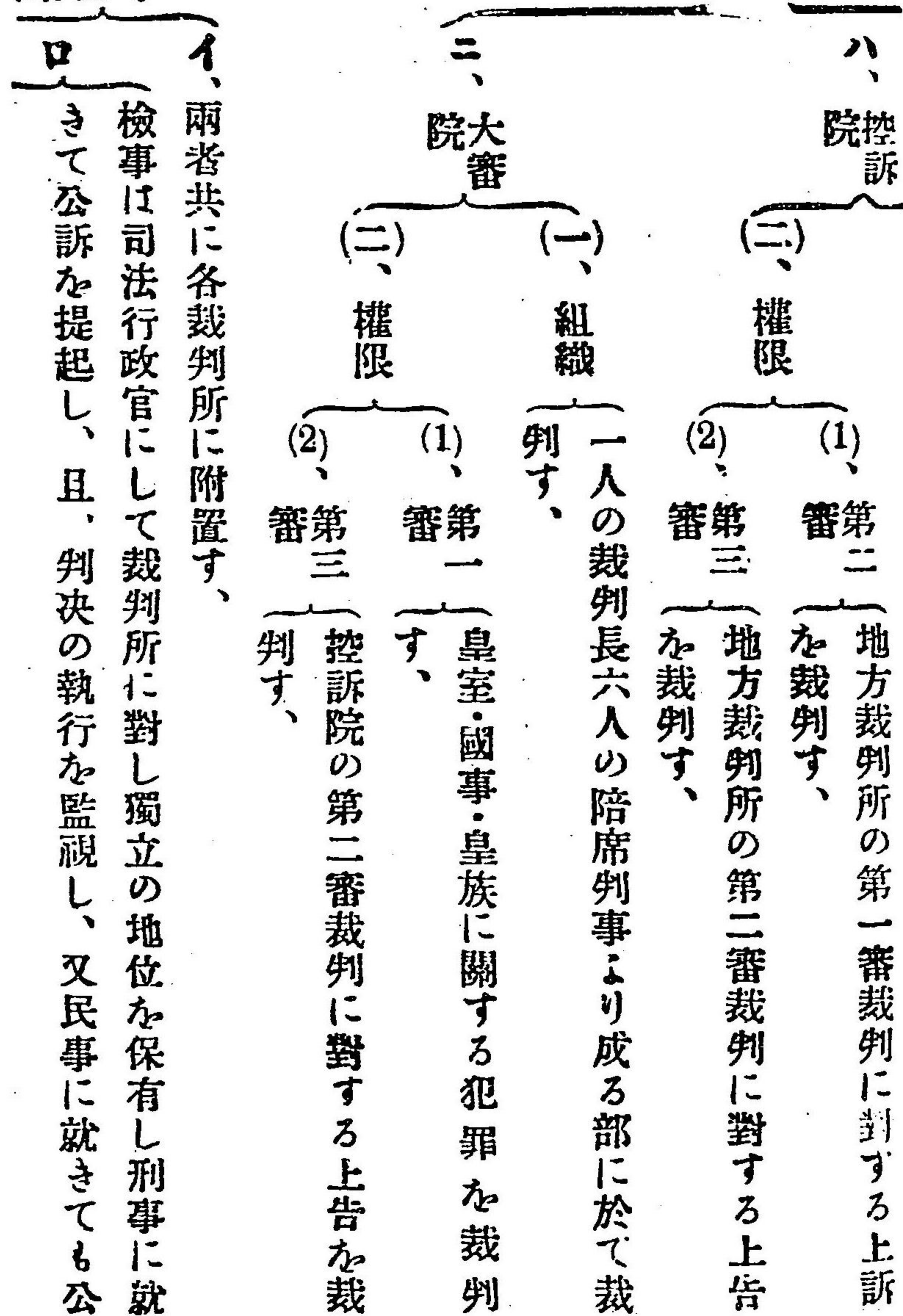
2、種類

法・刑法等)を適用する裁判所を云ふ、



八、通常裁判所

3、検事・書記課



4、執達吏・公證人・辯護士

- ハ、書記課は往復・會計・記録を司る、
- イ、區裁判所管内に一定数の公證人を置く、其の職務は人民の依囑に應じ民事に係る公正證書を作るにあり、
- ロ、區裁判所に執達吏を置き、文書の送達及び裁判の執行を掌らしむ、
- ハ、地方裁判所管内に辯護士を置く、其の任務は訴訟當事者の委任又は裁判所の命令に従ひ法定の事務を行ふにあり、

5、裁判管轄

- イ、土地の管轄
 - (一)、特別裁判籍
 - (2)、指定裁判所、
 - (3)、合意裁判所、
- ロ、事物の管轄—裁判所の階級によりて定まる、

〔明治三十年律令を以て内地と異なる司法制度を立て、臺灣總督

(補) 臺灣・樺太・關東の司法制度

- 1、臺灣 府法院をして民事刑事の裁判を司らしむ、法院は分ちて地方法院・覆審法院の二階級とす、
 - 2、樺太 一般内地と均しく裁判所構成法による裁判所之れを司る、帝國憲法の有効範圍外なるを以て勅令を以て關東都督府法院を置きて之れを司らしむ、法院は地方法院・高等法院の二階級とす、
 - 3、關東 日韓協約による委任司法權に基づき大體内地と等しき裁判所
 - 4、韓國 之を司る、
- 訴訟當事者たる原告・被告をして要件として裁判所の審理手續に參與せしめ、仍て以て、該訴訟に對し法規を適用して、權利關係を確定し又は刑罰を宣告することを云ふ。

- (一)、主義
 - (1)、不干渉主義、
 - (2)、自由主義、

九、裁判

イ、民事訴訟

(二) 手續

(1) 起訴

(イ) 口頭
區裁判所に對しては之れに依ることを得、

(ロ) 文書—訴狀を以てす、

(ハ) 人證—證人によるもの、

(ニ) 書證—證據書類によるもの、

(イ) 鑑定—鑑定人によるもの、

(ロ) 檢證—證據物によるもの、

(イ) 此の際原告が請求を拋棄すれば訴を却下す、

(ロ) 此の際被告が請求を認諾すれば敗訴の言渡をなす、

(イ) 對席
訴訟當時者か口頭辯論期日に出頭して辯論をなしたる

(3) 辯論

(2) 證據

2、手續

(一) 主義

(1) 干涉主義、
(2) 職權訴追主義、

(4) 判決

時、

(ロ) 缺席
訴訟當事の一方が口頭辯論期日に出頭せざる時、

(5) 不服申立

(イ) 上訴—對席判決に對してなす、
(ロ) 故障—缺席判決に對してなす、

(6) 確定判決—不服申立をなし得ざる判決を云ふ
(7) 強制執行—執達吏之れを司る、

(8) 再審
(イ) 取消の訴—主として違法の審理手續を原因とす、
(ロ) 原狀回復の訴—主として相違せる事實に基く裁判を原因とす、

(二) 手續

(三) 豫審

(二) 起訴

(ロ) 方法

(イ) 豫審の請求
豫審判事に對してなす、

(ロ) 公判の請求
公判裁判所に對してなす、

(イ) 目的
證據を蒐集し公判の審理を準備するにあり、

(ロ) 主義
秘密主義にして公開を禁ず

(イ) 召喚
召喚狀を以てす、

(ロ) 勾引
勾引狀を以てす、

(ハ) 訊問
本人に對してなす、

(ロ) 刑事訴訟

(1) 捜査

(イ) 目的
犯罪の證據及び犯人を捜査するにあり、

(ロ) 機關
檢事にして、之れを補佐するものは、警察官・憲兵・將校・郡市町村長とす、

(イ) 告訴
被害者の檢事に對する報告を云ふ

(ロ) 告發
第三者の檢事に對する報告を云ふ

(ハ) 條件
(イ) 現行犯
(ロ) 機關—檢事、

ハ、方法

- (一) 證據 (人證・書證・鑑定・檢證)
- (二) 調定・檢證
- (三) 拘留—拘留狀を以てす
- (四) 保釋—拘留を解除する處分なり、
- (五) 終決
- (六) 免訴の決定
- (七) 公判に付するの決

(四) 公判

- (一) 被告人の訊問、
- (二) 證據調(人證・書證・鑑定・檢證)
- (三) 口頭辯論、
- (四) 判決
- (五) 對席判決、
- (六) 缺席判決、

一〇、
犯罪

- 1、意義
- 2、種類

- イ、國事犯と非國事犯、
- ロ、故意犯と過失犯(過失殺傷及び失火罪の如し)、
- ハ、既遂犯と未遂犯(着手未遂と實行未遂)、
- ニ、單一犯と併合犯と連續犯(私に醫業を營む罪の如し)、
- ホ、初犯と累犯、

刑罰法規に列擧せる有責・不法の行爲を云ふ、

- (一) 不服—(イ) 上訴、
- (二) 申立—(ロ) 故障、
- (三) 確定判決、
- (四) 刑の執行(又は猶豫)、
- (五) 非常上告—何れも法定の原因に基づき、確定及び再審の訴、
- (六) 判決に對してなす不服の申立なり、

單獨犯
と共犯

(一) 教唆犯—正犯に決意の條件を與ふるもの、

(1) 直接正犯

自己が直接に犯罪を實行すもの、

(二) 正犯

(2) 間接正犯

犯罪無能力者を介して間接に之を實行するもの、

(三) 從犯—情を知りて正犯を幫助するもの、

1、意義

—犯罪の制裁として國家が一人の利益を剝奪することを云ふ、

2、沿革

イ、罪刑專斷時代

(一) 復讐時代 (二) 賠償時代 (三) 恐嚇時代 (十八世紀以前)、

ロ、罪刑法定時代

(一) 博愛時代 (十九世紀、舊刑法)、(二) 科學時代 (二十世紀、新刑法)、

イ、生命刑—死刑、

ロ、身體刑—臺灣に於答刑の如し、

ハ、自由刑

(一) 種類

(1) 懲役 (定役)

(イ) 無期、(ロ) 有期—一月以上十五年以下、

(2) 禁錮 (無定役)

(イ) 無期、(ロ) 有期—一月以上十五年以下、

(3) 拘留—一日以上三十日未滿、

(1) 徒刑 (主義)

島地に送るものにして英國は之れによりて成効せり、然れども此の主義には幾多の缺點あり、

(イ) 懲役

懲役囚を拘禁す、

(ロ) 禁錮

禁錮囚を拘禁す、

(ハ) 拘留

拘留囚を拘禁す、

- 一、 刑名
新刑法は舊刑法中に主刑として規定せし徒刑・流刑・禁獄及び附加刑として規定せし罰金・剝奪公權・停止公權を規定せず。
- 二、 刑財產
 - (一) 罰金—二十圓以上、
 - (二) 科料—十錢以上二十圓未満、
 - (三) 沒收(附加刑たり)。
- ホ、 名譽刑—舊刑法に規定されし剝奪公權・停止公權の如し、
新刑法は舊刑法中に主刑として規定せし徒刑・流刑・禁獄及

(ロ) 監獄の組織

- (一) 沈黙法
晝間は離居せしむるも夜間は獨房に分離す、
 - (二) 獨房法
晝夜共に獨房に分離す、
- より分類す、

刑罰

3、種類

(二) 主義

(2) 監獄主義

(1) 監獄の種類

- (一) 拘置監獄
刑事被告人及び死刑囚を拘禁す、
- (二) 留置場
警察官署に附屬するものにして監獄に代用するを得、
- (三) 雜居法
此の法は犯罪の傳播の恐り、我が國の能度にして、年齢・男女罪質・性質等に
- (四) 分類法
罪質・性質等に

新舊刑法對照法

4、

口、罪法定主義
舊刑法第二條の罪法定主義に關する明文は之れを自明の理として規定せず、

ハ、責任能力
舊刑法は十二歳以下を無責任期とし十二歳以上十六歳以下を疑問期とし十六歳以上を有責任期とせしを新刑法は十四歳以下を無責任とせり、

ニ、刑の執行猶豫
新刑法は刑の執行猶豫の規定をなせり、

ホ、現行犯の範圍
新刑法は現行犯の範圍を縮少せり、例へば賭博犯を非現行犯となせるが如し、

ヘ、刑の量定範圍
新刑法は刑の量定範圍を擴張せり、

ト、警察犯
新刑法は舊刑法違警罪に相當する警察犯の處罰を規定せり、故に内務省令を以て之れを規定せり(警察犯處罰令)

1、性質

法令の規定に従ひ一定の政務を處理する機關を云ふ、或は之れを官府又は官署とも稱す、

イ、組織

(一) 單獨官廳
政務の處理に付き責任を帶ぶるもの一人なる官廳を云ふ、

(二) 合議官廳
政務の處理に付き數人が連帶して其の責任を負ふ官廳を云ふ、

ロ、上權限

(一) 普通官廳
分地制に基づき一定の地域に屬する各種の事務を舉て其の權限とする官廳を云ふ、

(二) 特別官廳
分職制に基き一定の性質に屬する事務を以て其の權限とし該事務に關しては全國に亘りて之れを支配する官廳なり、

(三) 混合官廳
前兩性質を兼ねたるものにして例へば大林區署・稅務署の如し、

(イ) 國務各大臣を以て組織する合議制の官廳なり、

二、
廳官

2、
種類

(一)、
官中央

(1)、
内閣

(ロ)

閣議は何等の事項たるを問はず各大臣の請求によりて之れを開くを得、然れども特に法が内閣に決定権を與へたる場合（土地收用に關する公益の認定及び各省間の主管爭議の裁決）の外は其の決議は内外に對して羈束力なし、

(イ)

各省大臣の首班に位し機務を奏宣し、旨を受けて行政各部の統一を保持す、

(ロ)

必要ありと認めたる時は行政各部の處分又は命令を中止せしめ勅裁を待つを得、

(2)、
大總内
臣理閣

ハ、
上管轄

(二)、
官地方

(3)、
大各省

(ハ)

内閣に專屬する事務を統轄す、分職制による單獨官廳なり、

(ロ)

之れを分ちて内務・外務・陸軍・大藏・司法・文部・農商務・逓信の九となす、

(ハ)

其の權限は各省官制によりて定めらる、

(1)、
上級

(イ)

臺灣總督

(ロ)

北海道長官

(ハ)

府縣知事

(ニ)

樺太長官

(イ)

郡長

(ロ)

島司

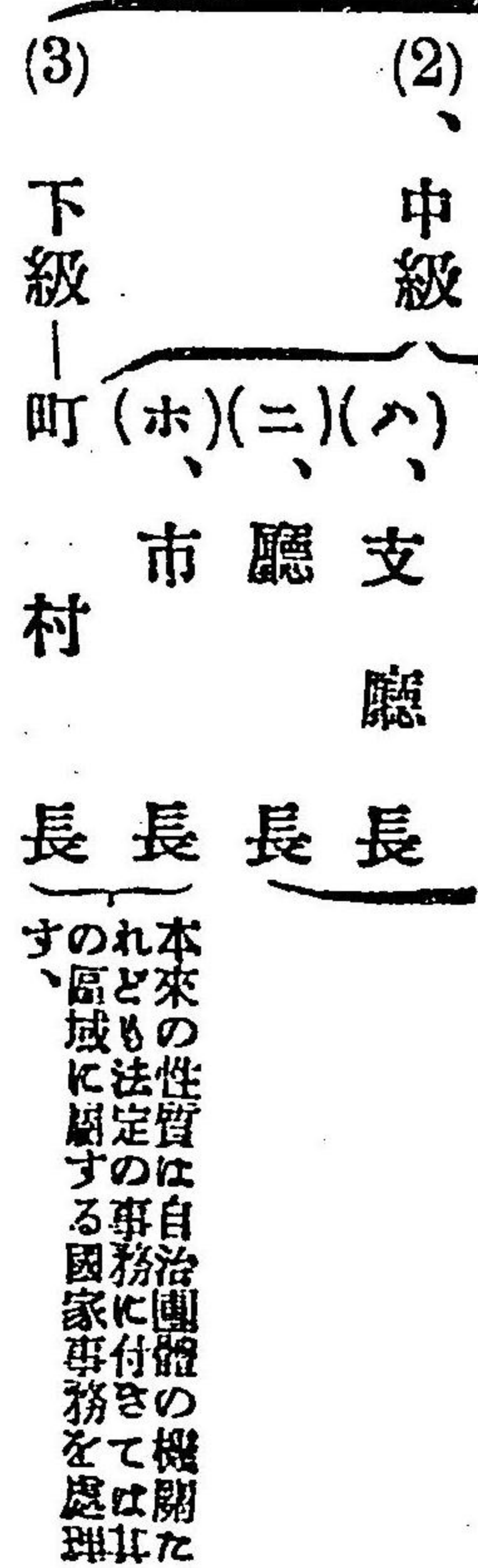
獨任制の普通官廳にして其の權限は各其の官制によりて定めらる、

3、監督

- イ、目的——行政の統一を期するにあり、
- ロ、方法——下級官廳に對して上級官廳之れを行ふ、
 - (一) 報告を徴し、事務の檢閲をなす、
 - (二) 指揮・命令をなす、
 - (三) 不當・不法の命令・處分を取消し又は停止す、
 - (四) 認可及び許可をなす、
 - (五) 訴願の裁決及び權限爭議を裁決す、

- (三) 特別官廳
 - (1) 統監
 - (2) 關東都督
 - (3) 下級—町 村

獨任制の普通官廳にして其の權限は官制によりて定めらる、



1、性質

(六) 消極の違法に對して臨機的手段を執る、
 本人の意思を條件となし、統治者又は其の委任を受けたる機關によりて官吏として任命せられ、不定量の政務を擔任すべき義務を有する自然人を云ふ。従つて職務の有無・職務の性質・俸給の有無等は官吏の觀念を左右するものに非ず。

2、任用

- イ、性質
 - (一) 私法契約説、
 - (二) 行政處分説、
 - (三) 行政契約説(之れを通説となす)、
- ロ、種類
 - (一) 普通任用——一定の資格あるものを普通に一般の官吏に任用するもの、
 - (二) 特別任用——特別の資格あるものを特別の官吏に限りて任用するもの、
 - (一) 政務官—國務大臣の如し、

一三、
吏官

3、
種類

4、
權利

- イ、事務官—各省次官以下局長・參事官・書記官・屬の如し、
- ロ、技術官—技師の如し、
- ハ、教官—大學教授・文部省直轄學校教授・師範學校長の如し、
- ニ、親任官・勅任官・奏任官(以上高等官)及び判任官とす、
- ホ、本官
- ヘ、待遇官—小學校教員の如し、
- ヘ、准官—巡查の如し、
- ヘ、官廳たる官吏—各省大臣、府縣知事等の如し、
- ヘ、補助官吏—府縣事務官以下屬・視學・警部等の如し、
- イ、俸給を受くるの權、
- ロ、榮譽權(官名を稱し制服を着する權利の如し)
- ハ、恩給權、
- ニ、實費辨償を受くるの權、

5、
義務

7、
消滅

- ホ、特別なる法の保護を受くるの權、
- イ、上官の命令に服従するの義務、
- ロ、忠實の義務、
- ハ、品位を保持するの義務、
- ニ、職務に従事するの義務、
- ホ、官の秘密を守るの義務、
- イ、行政
 - (一) 匡正懲戒—譴責・罰俸の如し、
 - (二) 淘汰懲戒—免職・免官是なり、
- ロ、刑事
 - (一) 職務犯罪—收賄罪の如し、
 - (二) 准職務犯罪—監守盜の如し、
- ハ、民事上—損害賠償、
- イ、國法上或る種の國家事務を處理することを以て其の生存目的とする

一四、公
共團體

1、性質

ハ

ことを公認せられたる團體を云ふ、
其の官廳と異なる點は國家の機關たると同時に獨立の人格を有するこ
となり、

其の私の團體と異なる點は國家に對し自己の生存目的を遂行する公法
上の義務を積極的に帶へることとなり、

ロ

其の私の團體と異なる點は國家に對し自己の生存目的を遂行する公法
上の義務を積極的に帶へることとなり、

2、種類

地方自治團體

(一) 構成

- (1) 土地
- (2) 住民
- (3) 自主權

(二) 種類

(1) 普通

(2) 特別

普通一般の利益の増進を目的とするも
のにして例へば府縣・郡・市町村の如し、
特別の利益を増進するを目的とする
のにして例へば町村學校組合の如き
是なり、

3、機關

ロ

公共組合

(一) 構成

- (1) 構成—人と自主權とより構成せらる、
- (1) 強制的—水害豫防組合・茶業組合等の如し、
- (2) 任意的—普通水利組合・産牛馬組合等の如し、

イ

議決機關

(一) 單一議會

(二) 複雜議會

- (一) 單一議會—市町村に於ける市町村會の如し、
- (二) 複雜議會—府縣に於ける府縣會と府縣參事會との如し、
府縣郡・町村に於ける府縣知事・郡長・町村長の
如し、

ハ

執行機關

(一) 合議制

(二) 複雜制

- (一) 合議制—産業組合・茶業組合の如し、
- (二) 複雜制—市に於ける市長と市參事會との如し、
土地—其區域は法律を以て之れを定む、

イ

土地

(一) 普通住民

(二) 義務

- (1) 權利—公共の營造物及び市町村有財産を共用
すること。
- (2) 義務—市町村の負擔を分任すること。

1、構成

ロ、住民

(二)、公民

(1)、要件

(イ)

(イ)、帝國臣民にして、公権を有するは、獨立(イ)、滿二十五歳以上にして、一戸を構へ、且禁治産・准禁治産者に非ざるもの(セ)るに、男子たること。

(ロ)、二年以來市町村住民となり、其の負擔を分任し、及び其の市町村内に於て地租を納め若くは直接國稅年額二圓以上を納むること。

(2)、權利

(イ)(ロ)

(イ)、市町村の選舉に參與すること。

(ロ)、名譽職に選舉せらるること。

(3)、義務—名譽職に就任すること。

2、機關

1、執行機關

(一)

市參事會—市長・助役・名譽職參事會員より成る、

(二)

市長は市會之れを推薦し天皇の裁可によりて其の地位に就く。

(三)

町村長 町村公民中年齡三十歳以上の選舉有權者に就き町村會之れを選舉す、但し有給町村長は以上の要件を必要とせず。

(一) 種類

(1)、市會

三級選舉法により公選されたる議員より成る、

(2)、町村

二級選舉法により公選せられたる議員より成る、

(イ)、條例・規則の制定及び改正、

(ロ)、豫算の議定及び決算の審査、

(ハ)、使用料・手数料・市町村稅・夫役・現

一五、市
町村

議決
機關

(1) 議決

品の賦課徴收、

(2) 不動産及び基本財産の處分、

(ホ) 豫算外の義務の負擔及び權利の拋棄、

(ハ) 市町村有財産及び營造物の管理方法の設定。

(ト) 市町村に係る訴訟及び和解に關する事件、

(チ) 其の他市町村一切の事件及び法律勅令にて委任されたる事件、

(二) 權限

(2) 執行監視

自主
事務

自治團體の生存目的たる公共事務を云ふ、例へば道路堤防等を築造するが如し。

3、事務

自治
事務

自治團體に委任して行はしむる國家事務を云ふ例へば小學校の設置維持の如し、

委任
事務

自治團體の吏員に委任して行はしむる國家事務を云ふ、例へば徴兵事務の如し、

(一) 市町村有財産より生ずる收入、

(二) 使用料・手数料・過怠金・交付金等、

(イ) 附加税
地租・所得稅・營業稅の附加税、

(ロ) 府縣稅
地租割・戸數割・家屋稅・營業稅・雜種稅の附加稅、

(ハ) 特別稅
間接稅

(ニ) 直接稅

財源

4、財政

1、構成

イ、郡——町村より成る、中級の地方自治團體なり、
ロ、府縣——郡・市より成る上級の地方自治團體なり、

一、執行機關——郡長

本來の地位は官廳なれども便宜上兼ねて團體の事務を執行す、

郡内町村公民にして、且其

5、監督

ロ、會計

(五) 公債、

(一) 市町村長——收入・支出の命令をなす、

(二) 收入役——現金の出納を掌る、

イ、市

(一) 第一次——府縣知事、

(二) 第二次——内務大臣、

(一) 第一次——郡長、

ロ、町村

(二) 第二次——府縣知事、

(三) 第三次——内務大臣、

2、機關

イ、郡

(二) 議決機關

(1) 郡會

(イ) 組織

の郡内に於て一年以來直接國稅年額三圓以上を納むるものを選舉人とし同五圓以上を納むるものを被選舉人とし、町村を選舉區とす、

郡の財政に關する事項にして郡制に之れを列舉せり。

(2) 郡參事會 郡長及び名譽職郡參事會員より成り郡會の補充機關たり。

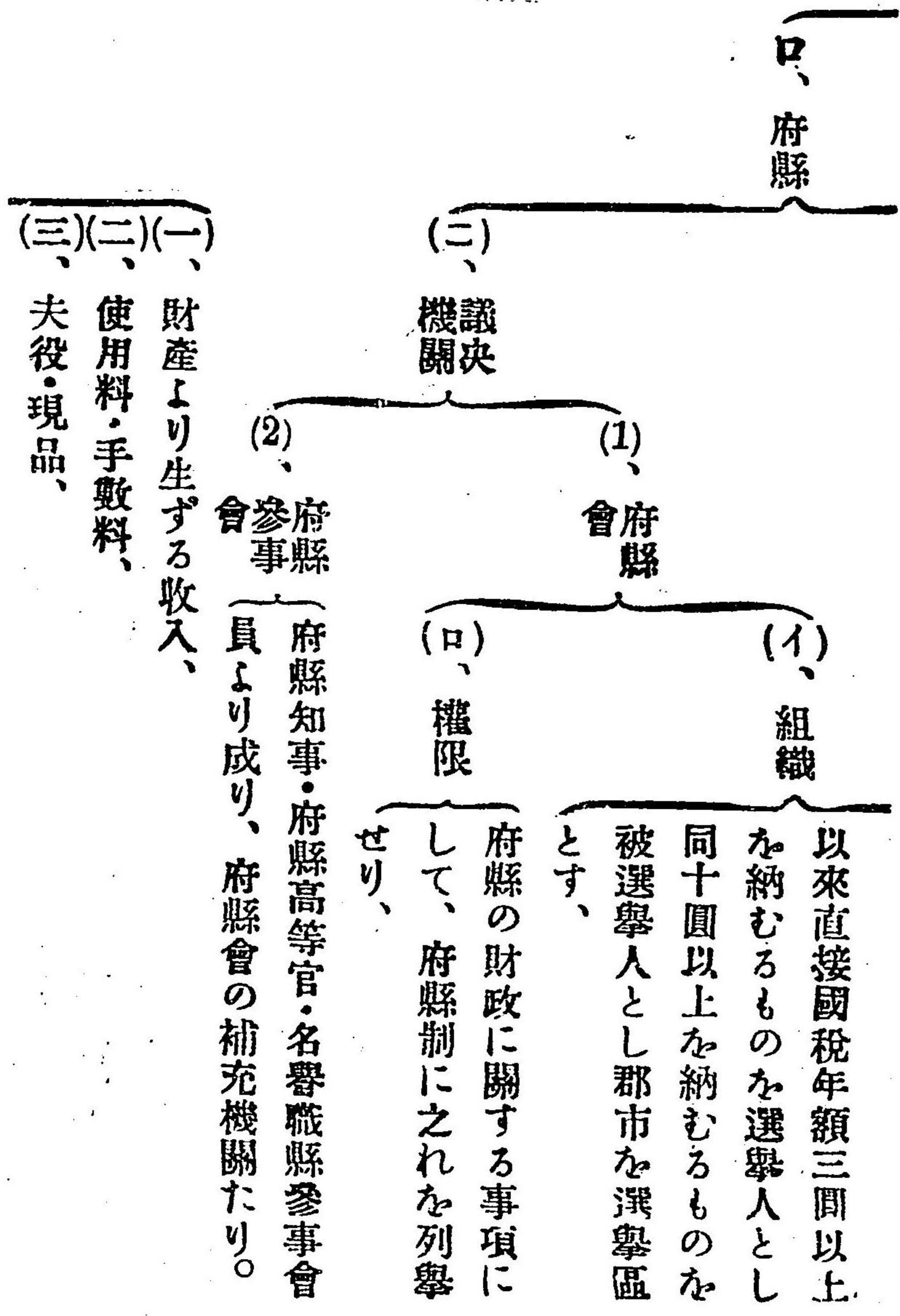
(一) 執行機關——府縣知事

本來の地位は官廳なれども便宜上兼ねて團體の事務を執行す。

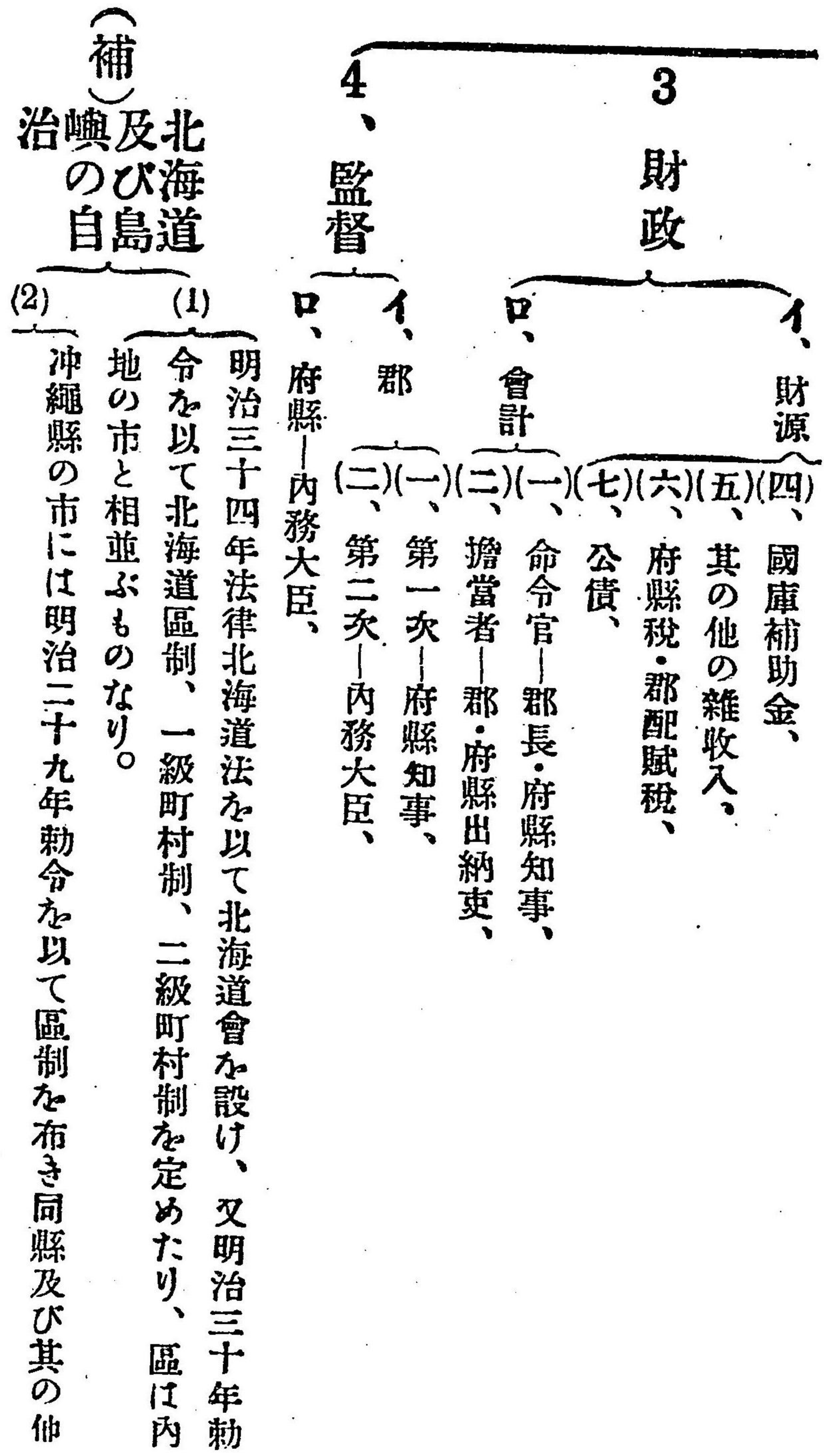
府縣内市町村公民にして、且、其の府縣内に於て一年

一六、郡
府縣

(82)



(83)



一七、營造物

1、性質
2、種類

- イ、人格を有せざる點に於て公共團體と異なる、
- ロ、命令權を行ふことを以て其の作爲の要件とせざる點に於て官廳と異なる、
- ハ、人と物とより成るもの、
イ、學校・病院・博物館・圖書館・郵便電信局・官營鐵道の如く、
- ロ、物のみより成るもの、
イ、官廳の行政處分によりて權利又は利益を侵害せられたりとするものが、上級官廳の監督權に訴へて其の處分の取消又は變更を求むる法律上の救濟手段なり、
- イ、性質
更を求むる法律上の救濟手段なり、
- (一) 租稅及び手数料の賦課に關する事項、

の島嶼の町村には明治四十年勅令を以て自治の制度を布きたり。

直接に公衆の利益の爲めに設置せられたる行政上の設備にして、而かも營造物たることを表示せられたるものを云ふ。

命令權を行ふことを以て其の作爲の要件とせざる點に於て官廳と異なる、

人格を有せざる點に於て公共團體と異なる、

人と物とより成るもの、
學校・病院・博物館・圖書館・郵便電信局・官營鐵道の如く、

物のみより成るもの、
官廳の行政處分によりて權利又は利益を侵害せられたりとするものが、上級官廳の監督權に訴へて其の處分の取消又は變更を求むる法律上の救濟手段なり、

性質
更を求むる法律上の救濟手段なり、

(一) 租稅及び手数料の賦課に關する事項、

一八、願行行政及訴訟

1、訴願

- イ、性質
官廳の違法の行政處分により、權利を毀損せられたりとするものが行政裁判所に出訴して其の救濟を求むる法律上の手段なり。
- ロ、事項
租稅滯納處分に關する事項、
營業の免許の拒否又は取消に關する事項、
水利及び土木に關する事項、
土地の官民有區分に關する事項、
地方警察に關する事項、
其他法令に於て特に之れを許したる事項、
- ハ、手續
(一) 處分をなしたる行政廳を經由し直接上級行政廳に提起す、但し各省大臣の處分に對しては其の省に提起す、
(二) 訴願の裁決に不服ある時は更に上級行政廳に訴願することを得、

2、行政訴訟

ロ、事項

訴願事項中(一)(但し海關稅を除く)乃至六、及び其の他法令に特に之れを許したる事項とす、

(一) 原則として地方上級行政廳に訴願し其の裁決後に非されを之れを提起し得ず、

ハ、手續

(二) 各省大臣又は内閣直轄官廳又は地方上級官廳の處分に對しては直ちに之れを提起するを得、

(三) 各省又は内閣に訴願したる時は之れを提起するを得ず、

(四) 行政裁判所は損害賠償の訴を受理せず、故に行政處分に基く損害賠償は司法裁判所に出訴するの外、途なし。

イ、法律—帝國議會の協賛を経て天皇の制定したる法規なり。

(一) 意義—帝國議會の協賛を経ずして天皇の發し又は發せしむる法規を云ふ、

1、形式

—憲法上の大權事項に關する天皇の命令

ロ、命令

(二) 種類

(1) 大權命令—を云ふ、此の命令は法律と相侵すことを得ざるものとす、

(2) 緊急命令—法律に代るの命令にして之れを發する要件は(イ)、公共の安寧を保持し又は其の災厄を避くるため必要なること、(ロ) 議會の開會中なること(ハ)、命令を發する必要緊急なること、(ニ)、法律に代る命令の必要なること是れなり。

(3) 行政命令—法律執行の爲め又は公共の安寧秩序の保持及び其の幸福増進の爲め天皇の發し又は發せしむる命令なり此の命令を以てしては法律を變更するを得ず。

(4) 委任命令—立法事項に關し法律の委任によりて發

一九、統治作用

するものなり。

イ、立法

我が帝國憲法上に於て立法とは法律を制定することのみを指稱す。

ロ、司法

(一) 廣義 法規の侵害又は權利の爭議に對し訴訟の形式を履みて之れを裁判し以て法規を維持する作用を云ふ。

(二) 沿革的意義—民事・刑事の裁判をなす統治作用を云ふ。

(1) 形式

(イ) 廣義

統治作用中立法司法を除外したる殘餘の政務を云ふ。

(ロ) 狹義

廣義の行政中より大半を除きたる殘餘の政務を云ふ。

(一) 意義

(イ) 廣義

行政機關によりて行はるゝ所の事實的・私法的・權力的

2、實質

(2) 實質

行爲を總稱す。

實在の事件に付き法律關係を定むることを目的とする

(ロ) 狹義

行政機關の權力的行爲を云ふ。通例、行政とは此の意義に用ひらる。

公共の安寧・幸福を増進する爲めの行政を云ふ。

(イ) 教化行政、
(ロ) 經濟行政等、

(ロ) 種類

(1) 行政

(イ) 意義

公共の危害を豫防し除去せんが爲めに直接に私人の自由を制限する行政を云ふ。

(イ) 意義

公共の危害を豫防し除去せんが爲めに直接に私人の自由を制限する行政を云ふ。

(二) 種類

(1) 單獨行政爲處分

(イ) 實質上

(ロ) 公證

土地登記・度量衡檢定・選舉人名簿調製等の如

(ニ) 裁決

特許の査定の如し

(ハ) 特許及び剝奪

發明・意匠・鑛業の特許及び取消

(ホ) 許可及び免除

一は營業許可の如く不作爲の義務を免除し一は兵役・就學義務の免除の如く作爲義務を免除す

行政

(2) 警察行政

(ロ) 種類

(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ)

一般警察と地方警察、官治警察と自治警察、行政警察と司法警察、高等警察と尋常警察、保安警察と特殊警察、

(イ) 處分令

作爲令

兒童就學を命じ、建物取拂を命ずる

禁止令

交通遮斷發賣禁止の如し

1、國際法

- イ、意義
 - 文明國の團體に屬する諸國相互の關係に關し該文明諸國の認容せる行爲の規則を云ふ。
- ロ、淵原
 - 主なるものは條約及び國際慣例なり、
- ハ、當事者
 - 國際團體に加入せる文明主權國なり。

(四) 組織

- (1) 自治
 - (イ) 地方自治團體
 - (ロ) 公共組合

人格ある機關によりて行ふ國家間接の行政。

- イ、種類
 - (一) 組織上
 - (1) 單一國—日本・英・佛・露等の如し、
 - (2) 複合國—聯邦國・真正連合國・合衆國等の如し
 - (二) 對外交能力上
 - (1) 主權國—完全なる外交能力を有する國を云ふ
 - (2) 非主權國—真正連合國・聯邦國・合衆國等を組織する各國・被保護國・屬國・永世中立國等、
 - (三) 國體上
 - (1) 君主國—我が國の如き是なり、

(三) 作用

- (1) 官治行政
 - (イ) 官廳
 - (ロ) 營造物

人格なき機關によりて行ふ國家直接の行政
- (2) 複合行爲
 - (イ) 協定行爲—町村組合設置の如し、
 - (ロ) 行政契約
 - 歸化の許可・官立の任命・入學の許可の如し、
- (三) 形式上
 - (イ) 許可・認可・特許
 - 職權處分の要する處分
 - (ロ) 公證等
 - (ハ) 執行處分と便宜處分
 - 對物強制—(關稅徵收法)

2、國家

3、條約

イ、權利

イ、意義—國家間の約束を云ふ、

(四) 政體

- (1) 立憲國—我國を始め英・佛・獨・露の如し、
- (2) 非立憲國—漸次其の跡を絶つに至らんとす、

(二) 固有

- 國家として當然固有する權利にして(1) 獨立權(2) 自衛權(3) 干涉權(4) 平等權(5) 交通權等の如し

(二) 獲得

- 條約上の權利にして(1) 租借權(2) 保護權(3) 領事裁判權(4) 最惠國權の如し、

ロ、締結手續

(一) 我が國にては條約の締結は天皇の大權に屬す、

(二) 通例全權委員をして先づ其の草案を議定せしめ然る後之れを批准し交換す、

(三) 而して之れを國內に公布する時は臣民を拘束する法力を生ず、

二〇、國際關係

4、國際機關

ハ、種類

(一) 政治條約 (1) 脩交條約(2) 攻守同盟條約(3) 保護條約・租借條約等の如し、

(二) 通商條約 (1) 稅率條約・關稅同盟條約・最惠國條約等の如し、

(三) 特殊條約 (1) 著作權同盟條約(2) 犯罪人引渡條約(3) 萬國郵便同盟條約等の如し。

(一) 任務 外國との通商貿易上、自國及び自國民の利益を保護するを以て主なる任務とす。

(二) 種類 (1) 任用上—任命領事と名譽領事、

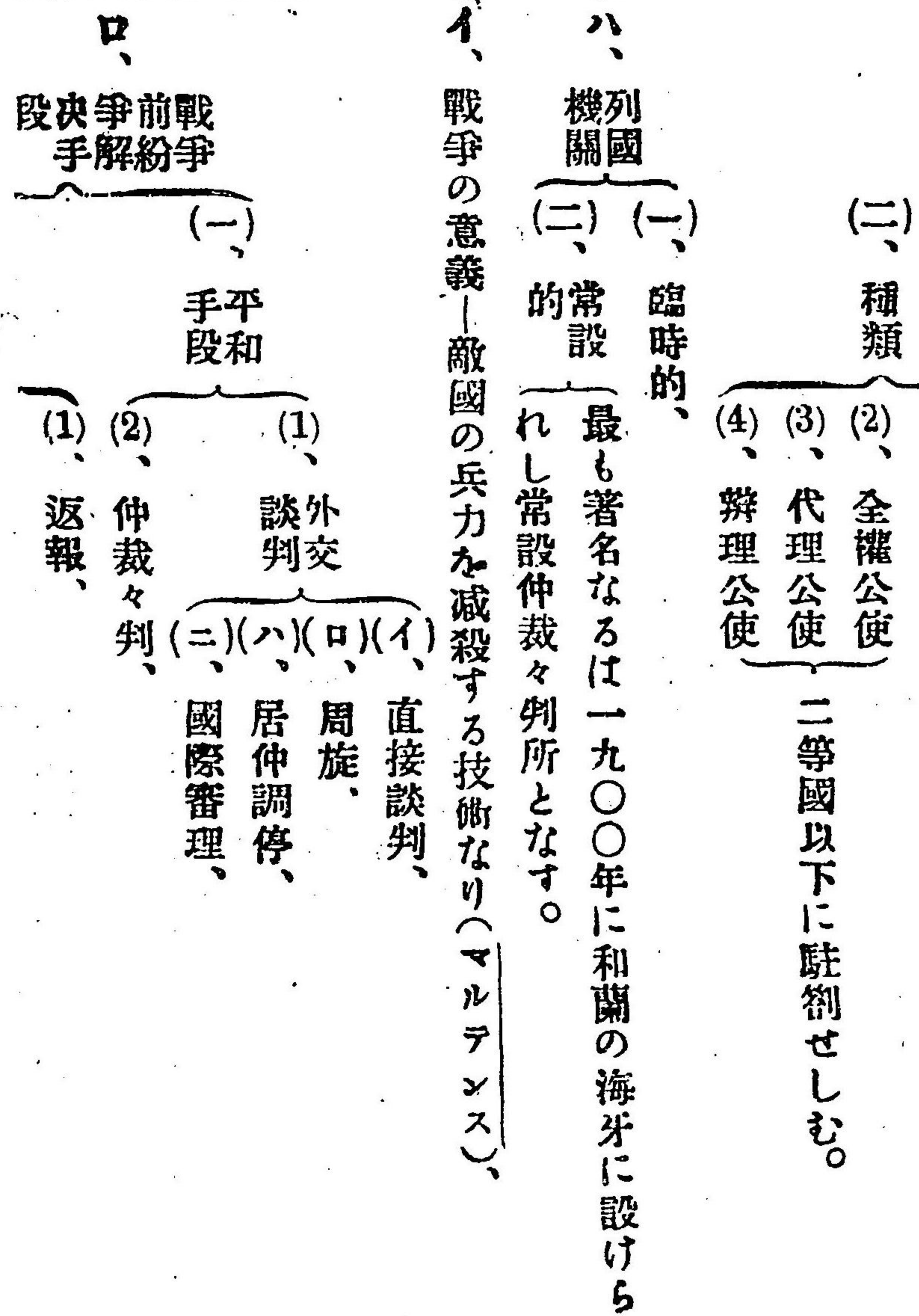
(2) 形式上—總領事・副領事・領事・領事代理、

(3) 職務上—法務領事と商務領事、

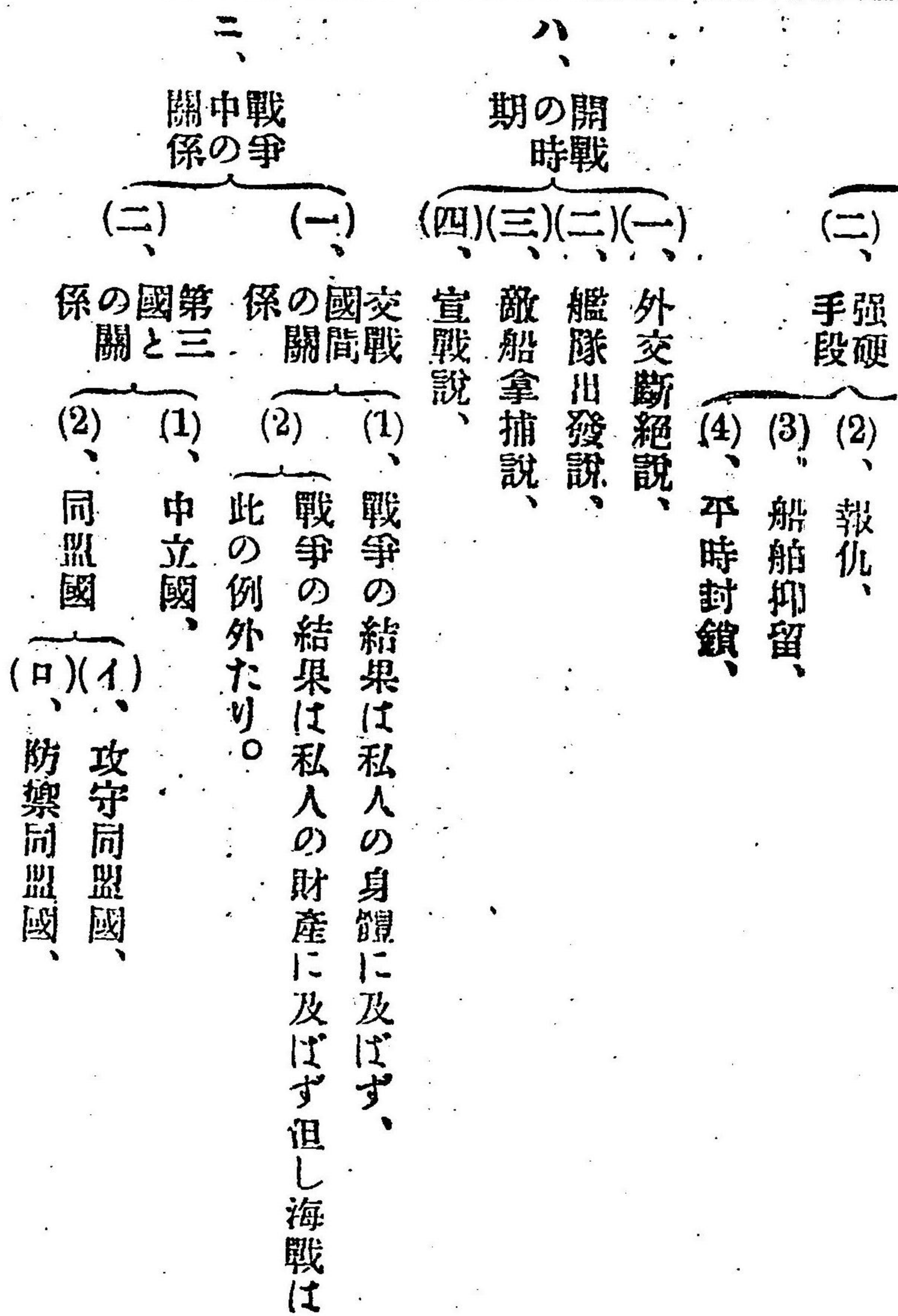
ロ、公位

(一) 任務—國際間の外交事務を處理するを任務とす。

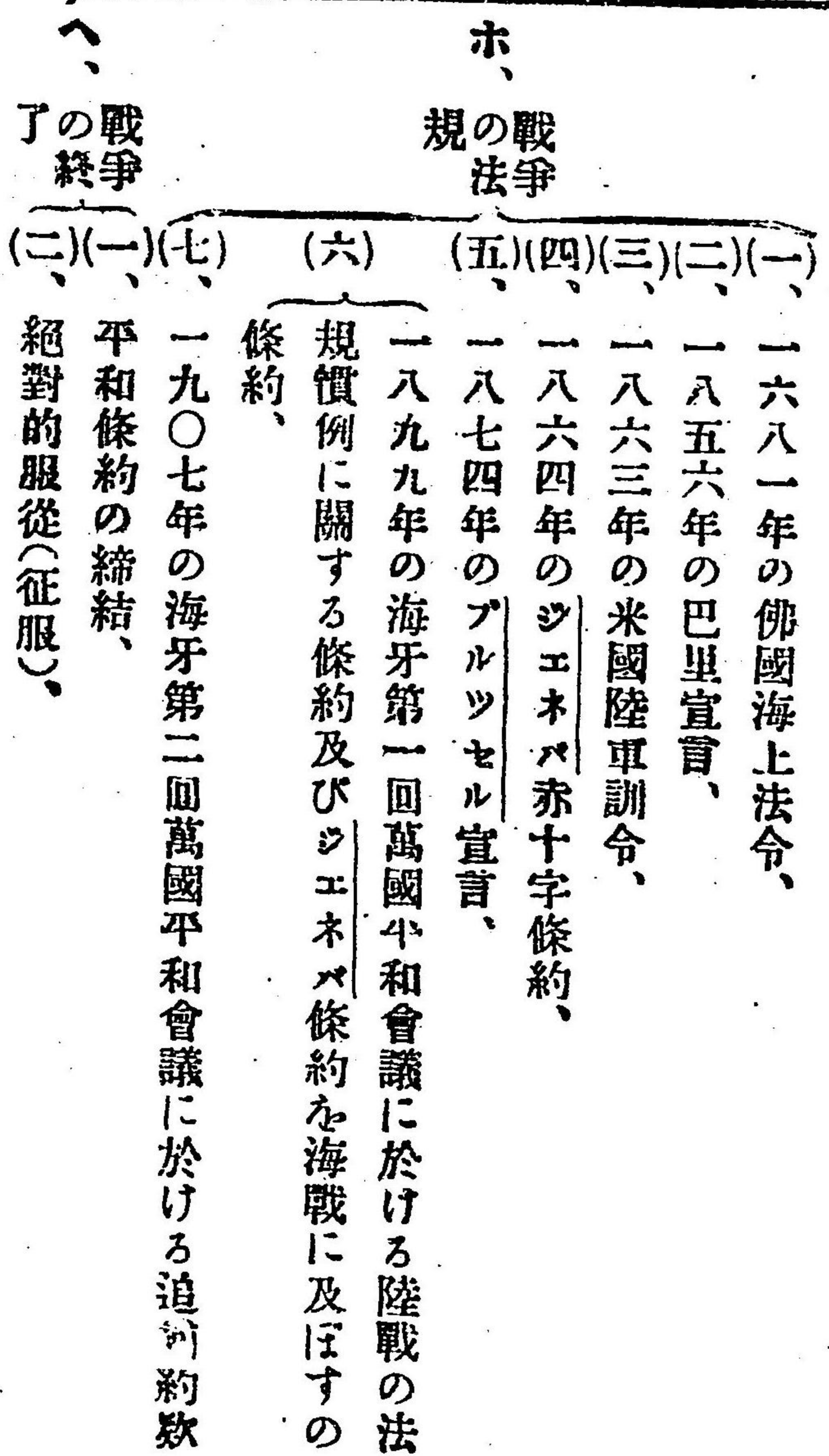
(2) 全權大權—一等國間に於て相互に駐劄せしむ



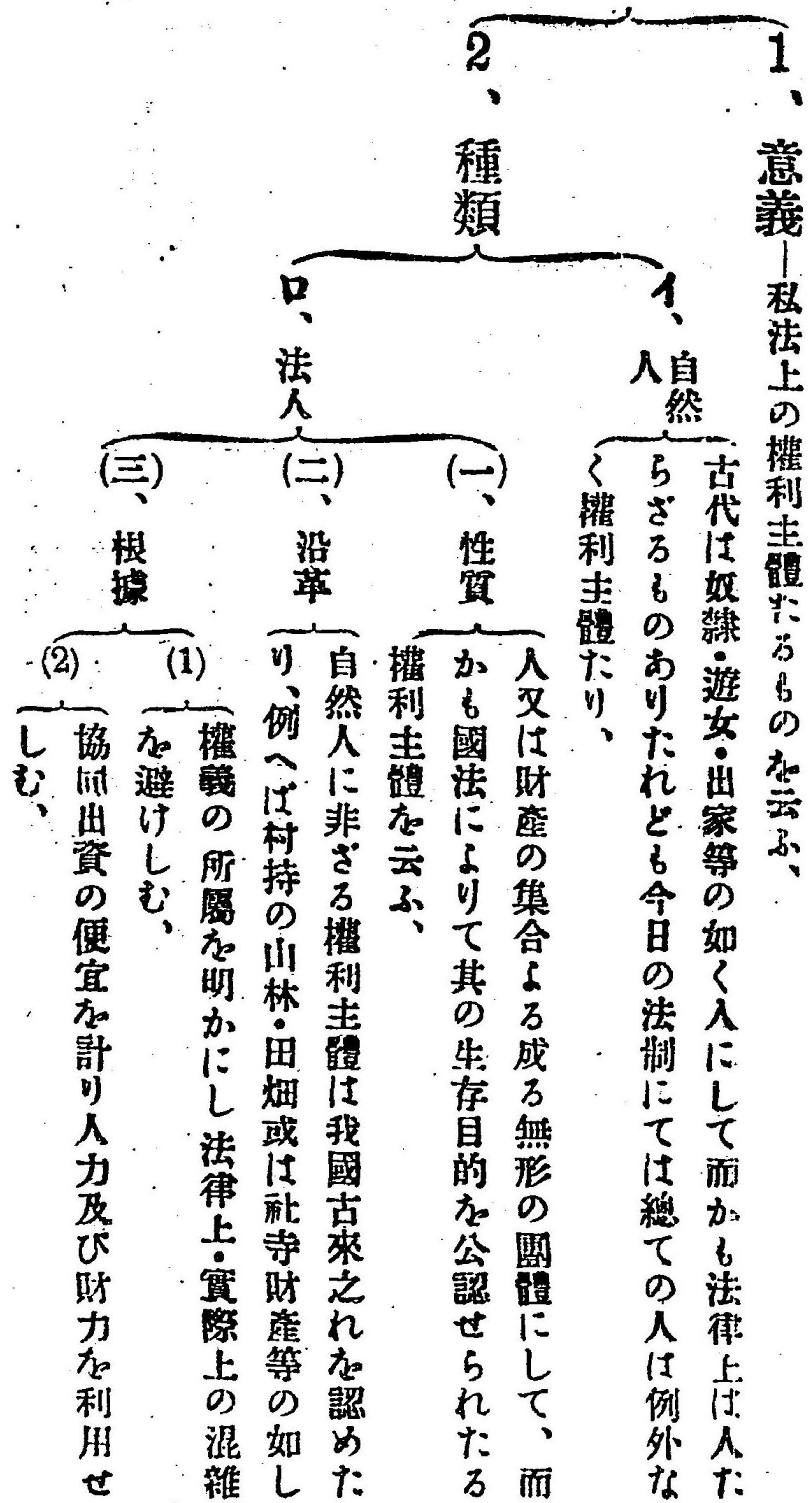
五、戦争



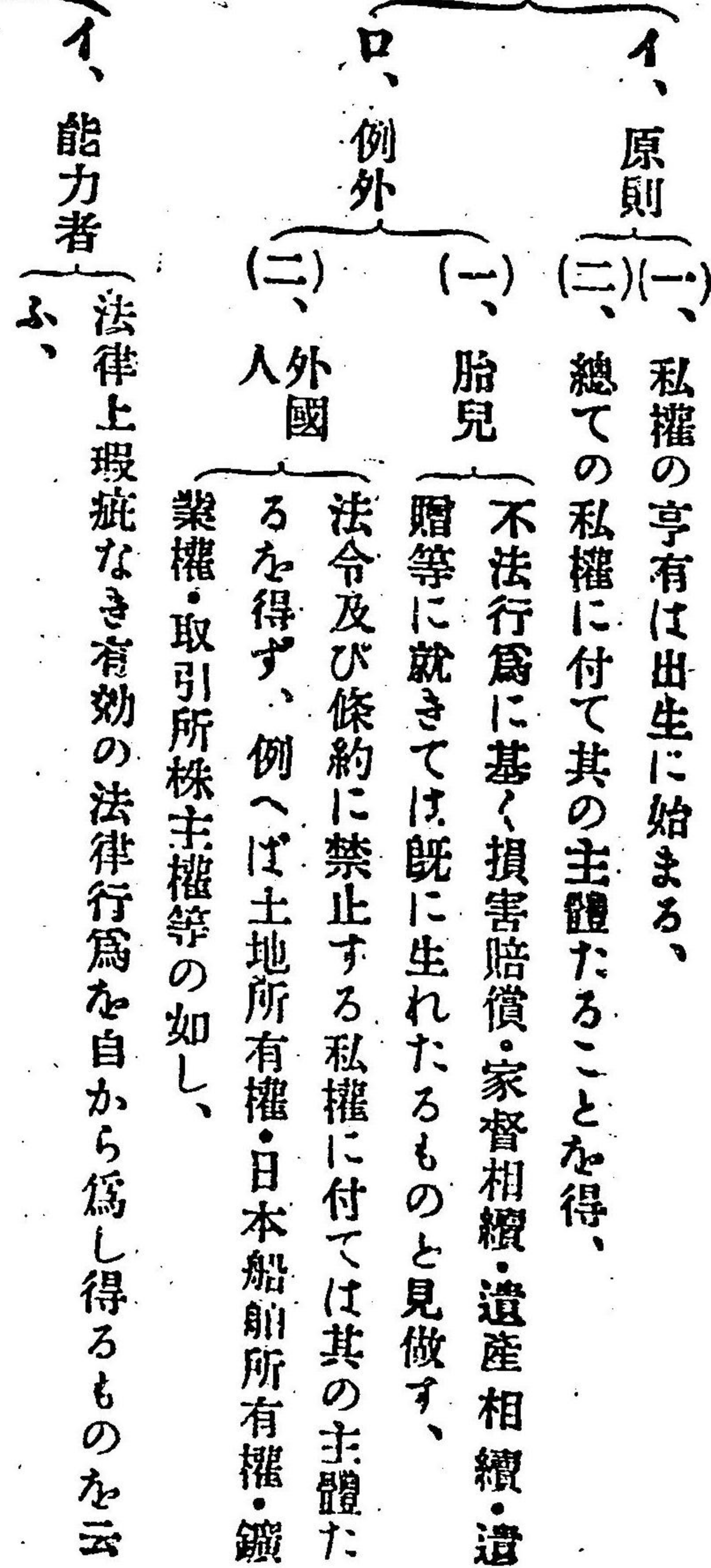
第三篇 私法大意



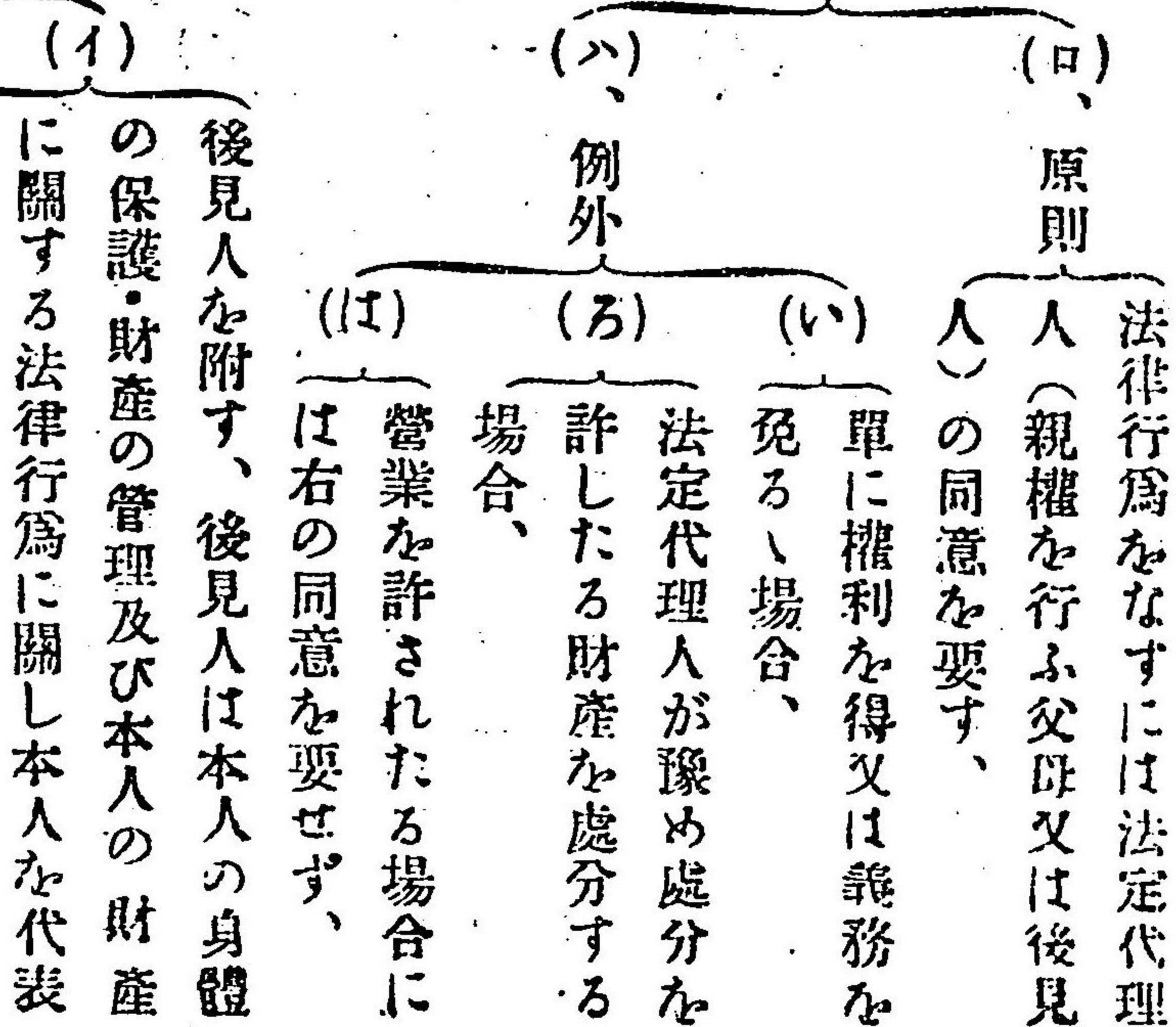
一、人



1、
權利能力



(1)、
未成年者



2、
行為
能力

ロ、
無能
者

(一)、
一般
的

(2)、
禁治
産者

遺言・婚姻・養子縁組等身分上の法律
行為に關しては獨立して之れを爲す
ことを得、

(3)、
准禁
治産
者

財産の得喪に重大の關係ある法定(民法
一一二)の行為は保證人の同意を要す、

(4)、
妻

(イ)、
原則

重大なる財産上の行為及び一
家の平和を害する虞ある法定
の行為(民法一四)は夫の許可
を要す、

(ロ)、
例外

夫の生死不明なる時・夫婦の
利益相反する場合等民法一五
條に列示せり、

二、
自然
人

ハ、
取消

(三)、
効果

取消たる行為は初より無効なりしものと見做す、
但し無能力者は現に利益を受くる限度に於て償還

(二)、
例外

無能力者が能力者たることを信ぜしむべき詐術を
用ひたる時は取消を得ず、

(一)、
原則

一般的無能力者が法定の要件(同意又は許可)を缺
きて爲したる法律行為は本人・法定代理人・後見人
夫に限り之れを取消ことを得、

(二)、
特殊
的

(1) 後見人は被後見人の財産を讓受することを得
ず、

(2) 禁錮以上の刑期中にあるものは夫權を行ふを
得ず、

(3) 合名會社員は會社の營業部類に關する商行為
をなすを得ず、

3、住所

- イ、意義—各人の生活の本據を云ふ、
- ロ、不在者—住所又は居所にあらざるものを云ふ、
- ハ、失踪者—生死不明の不在者にして失踪の宣告を受けたるものを云ふ、失踪者は死亡したるものと見做す、
- ニ、假住所—或る行爲に付き假りに選定したる住所を云ふ、

- (四) 取消と無効
- (1) 取消の主張は特定人に限れども、無効は何人も之れを主張するを得、
 - (2) 取消得べき行爲は追認によりて有効の行爲となれども無効の行爲は然らず、
 - (3) 取消得べき行爲は時効によりて取消権消滅することあれども無効の行爲は斯の如きことなし、
- の義務を負ふ。

1、本質

- イ、外觀說—法人の權利主體たるは單に外觀に過ぎずと、
- ロ、擬制說—法人の權利主體たるは法の擬制に過ぎずと、
- ハ、實在說—法人は實在物にして、法は此の實在物を權利主體として認めたるに過ぎずと、
- ニ、法定說—法人は法によりて創設せられたるものなりと、此れを通說となす、

イ、公益法人

- (1)、社團法人—法人たる教育會・教會・慈善會等の如し、
- (2)、財團法人—破産財團・相續財團等と異り公益を目的として存在するものにして、例へば獎學財産・救貧財團の如し、

2、種類

- ロ、營利法人
 - (1)、民事會社—商行爲以外の營利行爲を業とするものを云ふ
 - (イ)、合名會社—無限責任社員のみより成る、
 - (ロ)、合資會社—無限責任社員と有限責任社員とより成る、

三、法人

3、設立

- イ、法律授付主義—日本銀行條例による日本銀行の設立の如し、
 - ロ、法律準則主義—民法・商法による民事會社・商事會社の設立の如し、其の手續は(一)、定款作成(二)、創立總會(三)、登記とす、
 - ハ、官廳許可主義—官廳の許可による公益法人の設立の如し、其の手續は(一)、定款作成又は寄附行爲(二)、主務官廳の許可(三)、登記とす、
 - イ、性質上、無形人なれば婚姻養子縁組等凡て肉體を基礎とする權利能
- ハ、外國法人
 - (1)、原則—其の成立を認許せず、
 - (2)、例外—國及び國の行政區劃、商事會社及び法律條約にて特許したるもの。
- (2)、商事會社
 - (ハ)、株式會社—株主より成る、
 - (ニ)、株式合資會社—株主と無限責任社員とより成る、

4、能力

力無し、

ロ、目的上

法人の能力は其の目的の範圍内に限定せらる、従つて不法行爲能力なし然れども便宜上理事の行爲を二となし其の權限内に授ける不法行爲につきては法人其の責に任ず、

5、機關

- イ、執行機關—理事又は取締役、
- ロ、議決機關—總會とす、但し、こは社團法人のみに限る、
- ハ、監督機關—監事又は監査役とす、但しこは必設機關に非ず、

6、消滅

法定原因による(民法六八)

1、意義

民法上物とは有體物にして、而かも權利の目的たるを得るものを云ふ、故に日・月・空氣の如きは有體物なれども民法上は物に非ず、

イ、動産と不動産

- (一)、土地及び其の定着物不動産とし其の他のものは總て之れを動産とす、
- (二)、無記名債券は無體物なれども便宜上之れを動産となす、

四、物

2、種類

ロ、主物と従物

(一) 物の所有者が其の物の常用に供するが爲め自己の所有に屬する他の物を之れに附屬せしめたる時は之れを従物と云ふ、
二、従物は主物の處分に從ふ、

ハ、元物と果實

(一) 天然果實 物の用法に従ひて收取する産出物を云ふ、
(二) 法定果實 物の使用の對價として收取する金銭其の他のものを云ふ、

ニ、特定物と不特定物

「此の馬」と云へば特定物にして「馬匹」と云へば不特定物なり、

ホ、代替物と不代替物

代替物とは米穀金錢等を云ひ不代替物とは菊一文字の刀と云ふが如し、

ヘ、消費物と使用物

飲食物の如きは消費物にして、器具・機械の如きは使用物たり、

1、意義

権利の發生・消滅する原因を云ふ、

使用物

たり、

ト、不可分物と不可分物

不可分物には特約に基くものと、性質上不可分なるものとあり、

チ、有主物と無主物

無主物とは所有主なきものにして山野河海にある禽獸魚介の如し、

リ、單一物と合成物

金の指輪と云へば單一物にして寶石入の指輪は合成物なり、

ヌ、融通物と不融通物

不融通物とは権利の移轉をなし得ざるものにして例へば公共物・公有物・禁制品の如し、

(一) 法律行爲

(1) 意義

私權の得喪又は變更を目的とする行爲を云ふ、

(1) 本人、

五、法律事實

1、行為

(三) 不當利益

(2) 不當利益者は其の利益の存する限度に於て之れを返還する義務を負ふ、

(1) 法律上の原因なくして他人の財産又は勞務によりて利益を得、之れが爲めに他人に損害を及ぼすを云ふ、

(二) 事務管理

(1) 義務なくして他人の爲めに事務の管理をなすを云ふ、
(3) 事務管理者は最も本人の利益に適すべき方法によりて其の管理をなすを要す、

(2) 主體

(甲) 代理人

- (イ) 法定代理人、
- (ロ) 委任代理人、
- (ハ) 複代理人、
- (ニ) 無權代理人、

2、種類

(一) 條件

(2) 種類
(イ) 停止條件—權利の發生の係るもの
(ロ) 解除條件—權利の消滅の係るもの
(1) 意義
事實の成否が權利の發生消滅に係るものを云ふ、

(四) 不法行為

(3) 不法の原因の爲めに給付をなしたるものは、其の給付物の返還を請求するを得ず、
(1) 故意又は過失によりて他人の權利を侵害するを云ふ、
(2) 不法行為者は損害賠償の義務を負ふ、
(3) 心神喪失者・幼兒・被用者・動物が他人に損害を加へたる時は過失ある法定監督人・使用主・動物占有者は其の賠償の責に任ず、

(1) 意義
行為の當時成否不明の事實にして其の事實の成否が權利の發生消滅に係るものを云ふ、

(ロ) 消滅時効

(3) 種類

(イ) 一般時効

債権は十年間債権及び所有権以外の財産権は二十年間之れを行はざれば消滅す、

(a) 五年

年以下の時期を以て定めたる債務を目的とする債権、
醫師・産

口、
狭義の法律
事實

(三) 期間

(二) 期限

(1) 意義
権利の發生消滅の係る將來の時期を云ふ、
(イ) 確定期と不確定期、
(ロ) 始期と終期、

(2) 種類
(1) 意義—時の繼續を云ふ、
(2) 種類—時・日・週・月・年等とす、

(2) 根據—時効の制度は公益上より來る、
二十年間(不動産は十年間)
所有の意思を以て平穩公然
に他人の物を占有するもの
は其の所有權を取得す、但
し、身分權には取得時効なし、

(イ) 取得時効

1、要件

- イ、行為能力を有すること、
- ロ、目的の確定せること、
- ハ、目的の適法なること、
- ニ、目的の善良なること(民法九〇)、
- ホ、目的の可能なること、

(一)、一致

法律行為の有効なるが爲めには意思と表示

(6)、效力

- (イ) 其の効力は起算日に遡る、
席料・立替金等、
- (ロ) 當事者が之れを採用するに非ざれば裁判所は之れによりて裁判するを得ず、
- (ハ) 時効の利益は豫め之れを拋棄することを得ず、

(四)、時効

(4)、中斷

法定原因ニヨル、

(5)、停止

法定原因ニヨル、

(5)、短期時効

- (a) 一年
飲食料・宿泊料・運送賃・賃金等
- (b) 三年
婆・技師・請受人等の債權、生産者・卸小賣商人・居職人・教師・師匠・辯護士等の賃金等
- (c) 二年
人・教師・師匠・辯護士等の賃金等

六、 法律 行為

一、意思と表示

(二) 不一致

の一致を要す、

(1) 詐欺—取消ことを得、

(2) 強迫—取消ことを得、

(3) 虚偽—無効とす、

(4) 心裡留保

相手方が其の眞意を知りし時は無効とす、

(5) 錯誤

(イ) 要素(目的)—無効とす、

(ロ) 常素

特約を以て除外し得べきものにして、其の錯誤あるも有効とす、

(ハ) 偶素

特約を以て附加し得べきものにして其の

一、 双方 行為 契約

(一) 意義

私法上の効果を生ぜしむることを目的とする二人以上の意思の合致を云ふ。

(二) 要件

(1) 對話者間—申込と承諾とは同時に成立す、

(2) 隔地者間

(イ) 申込

(イ) 民法上—受信主義、
(ロ) 商法上—發信主義、

(ロ) 承諾—發信主義、

(イ) 民法上

贈與・賣買・交換・消費貸借・
使用貸借・貸貸借・雇傭・請
負・委任・寄託・終身定期金・
組合・和解の十三種とす
賣買・交互計算・匿名組合・

(1) 有名契約

錯誤あるも有効とす、

2、種類

(三) 種類

(ロ) 商法

仲立・問屋・運送取扱・運送・

寄託・保険等とす、

(2)、無名契約—法に名目なき契約を云ふ、

ロ、
行爲

- (一)、懸賞廣告、
- (二)、寄附行爲、
- (三)、遺言及び遺贈、

1、意義

イ

利益を得て讓渡す意思を以てする動産不動産若しくは有價證券の有償取得又は其の取得したるもの、讓渡を目的とする行爲、
他人より取得すべき動産又は有價證券の供給契約及び其の履行の爲めにする有償取得を目的とする行爲、

ロ、
取引所に於てする取引、

ハ、
手形其の他の商業證券に關する行爲、

イ、
意義—自己の名を以て商行爲を業とするものを云ふ、

七、
爲商行

2、

主體
人(商)

ロ、
商號

商人は自己の商業保護の爲め其の氏名、其の他の名稱を以て商號となすことを得、

ハ、
商業
人使用

- (一)、支配人、
- (二)、番頭、
- (三)、手代、

ニ、
代理
商 使用人に非ずして一定の商人の爲めに平常其の營業部類に屬する商行爲の代理又は媒介をなすものを云ふ、

イ、
日記帳、

ロ、
財産目録、

ハ、
貸借對照表、

イ、
原因—支拂停止、

4、

破産

ロ、
種類

- (一)、有罪破産
- (2)、過怠破産、
- (1)、詐欺破産、

八、物權

(三) 通常破産

- 1、性質—物の上に直接に行はれ、且何人に對しても對抗し得る權利なり、
- 2、要素
 - イ、追及權、
 - ロ、優先權、
 - ハ、處分權、
- 3、創設—法律に依るに非ざれば之れを創設するを得ず、
- 4、設定移轉
 - イ、要件—當事者の意思表示のみによりて其の効力を生ず、
 - ロ、對抗條件
 - (一) 不動産—登記を要す、
 - (二) 動産—引渡を要す、
- 5、種類
 - イ、民法上
 - (一) 占有權(二) 所有權(三) 地上權(四) 永小作權(五) 典權(六) 留置權(七) 先取特權(八) 質權(九) 抵當權、
 - ロ、民法外(一) 礦業權(二) 著作權(三) 特許權等の如し、
- 1、性質—占有者が法律上占有物に對して有する權利を云ふ、

九、占有權

- 2、種類
 - イ、善意の占有と惡意の占有、
 - ロ、正權原の占有と無權原の占有、
 - ハ、平隱・公然の占有と強暴・隱密の占有、
 - ニ、無過失の占有と過失ある占有、
 - ホ、自己の爲にする占有と容假占有、
 - ヘ、占有と準占有
 - 準占有とは自己の爲にする目的を以て他人の權利を行使するを云ふ、
- 3、取得
 - イ、本人取得、
 - ロ、代理取得、
 - ハ、略式取得
 - (一) 簡易の引渡
 - 他人の爲め占有せしを爾後自己の爲めに占有するもの、
 - (二) 占有の改定
 - 自己の爲めに占有せしを、爾後他人の爲めに占有するもの、

4、効力

イ、有利の推定
(一) 所有意思・繼續・平隱・公然・善意の推定、
(二) 占有物に行使する権利は適法に之れを有すと推定す、

ロ、果實の取得—惡意の占有者は此の例外たり、

ハ、占有訴権
(一) 占有保持の訴権、
(二) 占有回復の訴権、
(三) 占有保全の訴権

ニ、權利の取得
平隱公然の占有を始めたるものが、善意無過失なりし時には即時に其の上に行使する權利を取得す、

イ、意思の拋棄、

ロ、所持の喪失、

5、消滅

1、性質

イ、使用權、

物に對する完全なる支配權を云ふ、

一〇、所有權

2、要素

ロ、收益權、

ハ、處分權、

イ、單獨所有者、

3、主體

ロ、共有者

- (一) 保存行爲—各自獨斷にて之れを行ふことを得、
- (二) 利用及び改良行爲—過半数の持分によりて決行す、
- (三) 處分行爲—持分全體によりて決行す、
- (四) 使用行爲—物の全部に付き其の持分に應じて使用す、
- (五) 分割—共有者は何時にても其の請求をなすを得、

ハ、准共有者—二人以上共同して地上權著作權等を所有するが如し、

4、取得

イ、原始的
(一) 先占(二) 遺失物拾得、(三) 埋藏物發見(四) 附合(五) 混和(六) 加工、

ロ、繼受的—(一) 賣買(二) 贈與(三) 交換等、

1、性質

他人の土地に於て—工作物又は竹木を所有する爲め其の土地を使用する

一、地上權

2、存續

權利なり、

イ、期間には制限なし、

ロ、設定行為を以て之れを定めざる時は其の地の習慣に従ふ、

二、永小作權

1、性質

小作料を拂ひて他人の土地に耕作又は牧畜をなす權利なり、

イ、二十年以上五十年以下とす、

2、存續

ロ、存續期間内は其の目的の範圍内にて其の土地を轉貸することを得、

ハ、設定行為にて禁止せざる限りは其の權利を他人に讓渡することを得、

イ、設定行為に定めたる目的に従ひ他人の土地（承役地）を自己の土地（要役地）の便益に供する權利なり、

ロ、要役地所有權の從たる權利なれば主權利の處分に從ふ、

イ、繼續と不繼續——水地役と通行地役の如し、

ロ、表現と不表現——地上の水道と地下の水道の如し、

三、地役權

2、種類

四、留置權

1、性質

ハ、積極と消極——汲水地役と建築禁止地役の如し、

ニ、約定と法定——法定地役とは例へば袋地通行地役の如し、

他人の物の占有者が其の物に關して生じたる債權の辯濟を受くるまで其の物を留置する權利なり、

2、種類

イ、民法上のもの——前に説明せしものは是れなり、

ロ、商法上のもの——民法上のものより効力大なり、

イ、留置權者は留置物を處分するを得ず、

ロ、留置權者は留置物より生ずる果實につき、自己の債權の辯濟に充當するが爲めに他の債權者に對し優先權を有す、

3、効力

債務者の所有財産に付き他の債權者に先ちて自己の債權の辯濟を受くる權利なり、

1、性質

共益費用、

葬式費用、

イ、一般

一五、先取特權

2、種類

ロ、動産

ハ、不動産

- (一) 雇人の給料、
- (二) 日用品の供給より生じたる債權、
- (三) 不動産の賃貸借、
- (四) 旅店の宿泊、
- (五) 旅客又は荷物の運輸、
- (六) 動産の保存又は賣買、
- (七) 種苗又は肥料の供給、
- (八) 農工業の勞役より生じたる債權、
- (九) 不動産の保存、
- (十) 不動産の工事、
- (十一) 不動産の賣買より生じたる債權、

1、性質

債權の擔保として受取りたるものを占有し、且、其の物につき他の債權者に先ちて自己の債權の辯濟を受くる權利なり。

一六、質權

2、種類

- イ、動産質、
- ロ、不動産質、
- ハ、權利質、

3、効力

イ、質物に關し優先して債權の辯濟に充當する權、

ロ、轉質權、

ハ、流質權（但し設定行爲又は債務の辯濟期前に於て流質契約をなすを得ず）、

1、性質

物の占有を移さずして債權の擔保に供せられたる不動産につき、他の債權者に先ちて自己の債權の辯濟を受くる權利なり、

一七、抵當權

2、目的物

- イ、不動産、
- ロ、地上權、
- ハ、永小作權、

1、性質

他人の作爲・不作爲即ち給付を請求する權利なり、

2、目的

- イ、特定物の引渡なる時
引渡までは善良なる管理者の注意を以て保管するを要す、
- ロ、目的物の品質を定めざる時—中等品を以てす、
法定利率は民法上は年五分にして、商法上は年六分とす、
- ハ、利息を生ずべき債権

3、要件

- イ、可能なること、
- ロ、適法なること、
- ハ、確定若くは確定し得ること、
- ニ、必しも金銭に見積り得るを要せざること、

4、当事者

- イ、単數、
 - ロ、多數
- (一) 目的
- (1)、可分債務(平分を原則とす)
 - (2)、不可分債務
 - (イ)(1)、事實上の不可分、
 - (ロ)、特約上の不可分、

一八、債權

5、原因

- イ、契約及び單獨行爲、
 - ロ、事務管理、
 - ハ、不當利得、
 - ニ、不法行爲、
 - ホ、法の規定(恩給・遺族扶助料等の如し)
 - イ、履行、
- (一) 作爲を目的とする時
- (二) 關係
- (1) 通常の保證
 - (イ) 後訴の利益、
 - (ロ) 檢索の利益、
 - (2) 保證
 - (イ) 分別の利益、
 - (ロ) 保證人間の連帶、
 - (3) 共同債務—平分して負擔す、
 - (イ) 連帶の保證
 - (イ) 保證人間の連帶、
 - (ロ) 主債務者との連帶、

6、効力

ロ、強制履行

(二) 不作爲を目的とする時

しむることを裁判所に請求す、債務者の費用を以て之れを除去することを裁判所に請求す、

ハ、間接訴権—債権者が債務者に代りて債務者の権利を行使すること、

ニ、廢罷訴権

債権者の権利を害することを知りてなしたる債務者の行爲を取消すこと、

ホ、損害賠償、

7、消滅

(一) 辨濟(二) 相殺(三) 更改(四) 免除(五) 混同(六) 條件成就(七) 時効(八) 履行不能等とす、

1、六親等内の血族

イ、直系血族と傍系血族、ロ、尊族血族と卑族血族、

2、配偶者

イ、配偶者とは夫婦の一方より他の一方を指す語なり、ロ、妾及び内縁の妻は配偶者に非ず、

一九、親族

3、三親等内の姻族

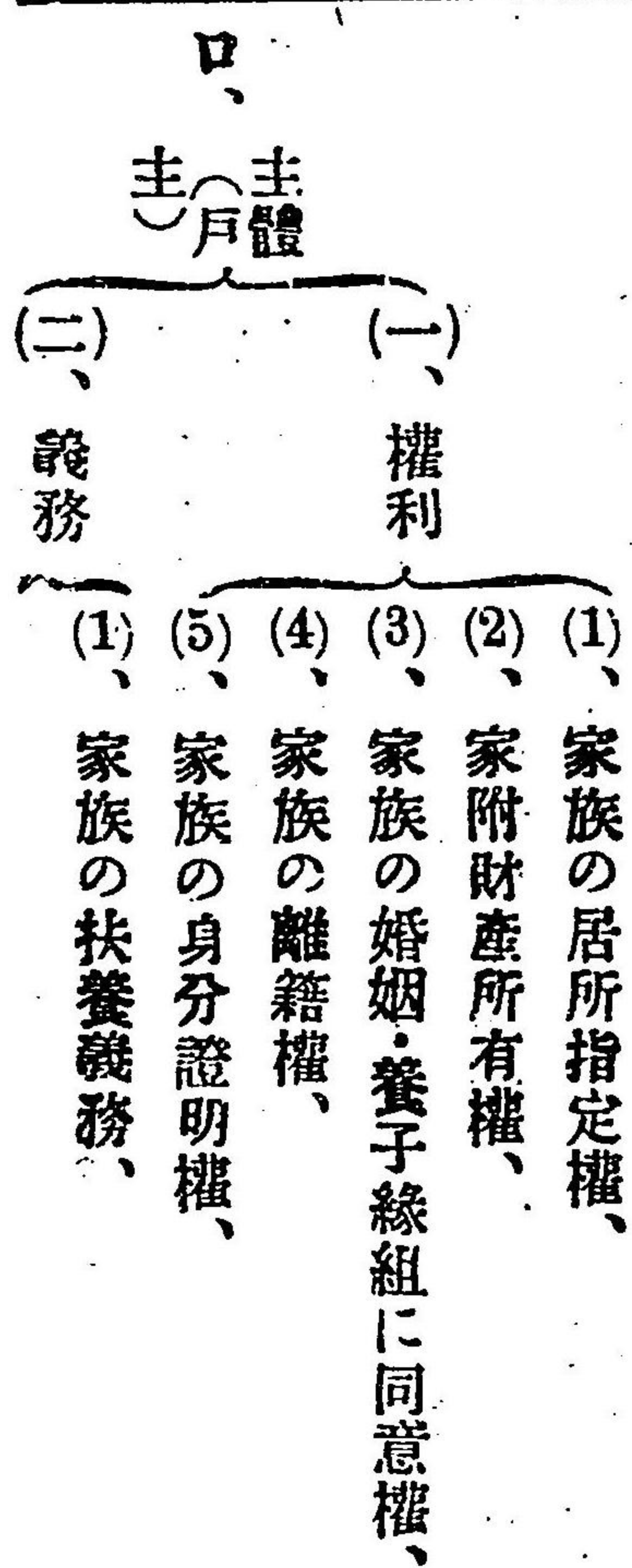
姻族とは夫婦の一方と其の配偶者の血族との關係を云ふ、

1、意義

—戸主權によりて支配せらるゝ親族の團體を云ふ、

2、區別

- イ、本家—同一始祖組の本系に屬するもの、
- ロ、分家—支系に屬するもの、
- ハ、同家—分家相互の關係を云ふ、
- ニ、性質—家族を統一する權利なり、



二〇、家

3、戸主権

- ハ、取得
 - (一) 家督相續、
 - (二) 廢家・絶家再興、
 - (三) 一家創立、

(2)、家族の教育義務。

ニ、喪失

- (一) 隱居
 - (1) 滿六十年以上、
 - (2) 完全の能力を有する家督相續人の相續の單純承認、
 - (3) 疾病・本家相續等止を得ざる場合(特別の隱居)
- (二) 死亡・失踪、
- (三) 國籍喪失、
- (四) 女戸主の入夫婚姻、

4、家族—戸主の親族にして其の家にあるもの及び其の配偶者を云ふ、

1、意義—男女の間に夫妻の身分を定むる所の法律行為なり、

二一、婚姻

2、要件

- イ、實質上
 - (一) 結婚年齢(男は滿十七年女は滿十五年)に達せること、
 - (二) 近親(直系血族・直系姻族・養親子又は三親等内の傍系血族)ならざること、
 - (三) 相姦者ならざること、
 - (四) 重婚ならざること、
 - (五) 前婚の解消後定期間(六ヶ月)を経過せること、
 - (六) 其の家にある父母の同意あること(男三十年以上、女二十五年以上は之を要せず)、
- ロ、形式上
 - 戸籍吏に届出づること(當事者双方と成年の證人二人以上口頭又は書面を以てす)、
 - 轉籍義務(妻は夫の家に入り、入夫及び婿養子は妻の家に入る)、
- イ、身分上
 - (二) 同居及び相互扶養義務、

二〇、家

3、戸主権

(2)、家族の教育義務。

ハ、取得

- (一) 家督相續、
- (二) 廢家・絶家再興、
- (三) 一家創立、

(1)、滿六十年以上、

(一) 隱居

(2) 完全の能力を有する家督相續人の相續の單純承認、

(3) 疾病・本家相續等止を得ざる場合(特別の隱居

ニ、喪失

- (一) 死亡・失踪、
- (二) 國籍喪失、
- (三) 女戸主の入夫婚姻、
- (四) 女戸主の入夫婚姻、

4、家族—戸主の親族にして其の家にあるもの及び其の配偶者を云ふ、

1、意義—男女の間に夫妻の身分を定むる所の法律行為なり、

二一、婚姻

2、要件

イ、實質上

- (一) 結婚年齢(男は滿十七年女は滿十五年)に達すること、
- (二) 近親(直系血族・直系姻族・養親子又は三親等内の傍系血族)ならざること、
- (三) 相姦者ならざること、
- (四) 重婚ならざること、
- (五) 前婚の解消後定期間(六ヶ月)を経過せること、
- (六) 其の家にある父母の同意あること(男三十年以上、女二十五年以上は之を要せず)、

ロ、形式上

戸籍吏に届出づること(當事者双方と成年の證人二人以上口頭又は書面を以てす)、

イ、身分上

- (一) 轉籍義務(妻は夫の家に入り、入夫及び婿養子は妻の家に入る)、
- (二) 同居及び相互扶養義務、

1、
關係

イ、
血族

- (一) 嫡出子 — 父母の婚姻中に懐胎したるものを云ふ、
- (二) 庶子 — 父母の婚姻外の子にして父の認知したるものを云ふ、
 - (1) 父の認知により庶子となり、父母の婚姻によりて嫡出子となる、
 - (2) 父母の婚姻申父の認知によりて嫡出子となる
 - (3) 私生子は母の家に入る、
- (三) 私生子
 - (1) 養子縁組の日より嫡出子たる身分を取得す、
 - (2) 婿養子は法定相続人の相続権を侵害するを得ず、
 - (3) 成年に達したるものは養子をなすを得、但し、尊族又は年長者を養子となすを得ず、
 - (4) 法定の推定家督相続人たる男子あるものは女
- (一) 養子

3、
効力

ロ、
上財産

4、
解消

ロ、
死亡

- (一) 協議上、
- (二) 裁判上 — 重婚・姦通・重大なる虐待侮辱等を原因とす、
- (一) 離婚
- (二) 法定財産制
 - (1) 生活費用 — 夫又は女戸主の負擔とす、
 - (2) 財産管理権 — 夫に歸屬す、
 - (3) 特有財産 — 妻又は入夫の婚姻前又は婚姻中に得たるもの、
 - (4) 財産利益権 — 夫又は女戸主に歸屬す、
 - (5) 妻の代理權 — 日常の家事に付ては妻は夫の代理人と見做す、
- (一) 契約財産制
 - (1) 婚姻届出前の契約に非ざれば無効とす、
 - (2) 婚姻中は契約を變更するを得ず、
- (三) 後見義務 (夫は未成年の妻の後見人となる)、

二二、
親子

2、
親權

口、
準血族

(6) 婿とするの外男子を養子となすを得ず、
離縁には協議上のものと裁判上のものとあり、

(二) 繼子

繼父母が繼子に對し親權を行ふ場合には後見人と同一の監督に服するを要す、

(三) 嫡母と庶子

嫡母が庶子に對し親權を行ふ場合は後見人と同一の監督に服するを要す、

イ、要件

子が成年に達し、且、獨立の生計を立つるに至る迄は其の家に在る父母の親權に服す、

(一) 監護及び教育權、

(二) 居所指定權、

(三) 兵役・職業許否權、

(四) 懲戒權、

ロ、實質

二三、
後見

1、
開始

イ、親權の保護なき未成年者、
ロ、禁治産者、

ハ、喪失

(一) 財産管理權、
(二) 法定代理權、
(三) 親權の濫用又は不行跡に基く親權喪失の宣告、
(四) 失當に子の財産を危くしたるに基く財産管理權喪失の宣告、

イ、
後見人

(一) 未成年者
(1) 指定後見人—父母の指定するもの、
(2) 法定後見人—戸主是なり、
(3) 選定後見人—親族會の選定するもの、
(二) 禁治産者
(1) 法定後見人
(2) 選定後見人
(イ) 配偶者、
(ロ) 父母、
(ハ) 戸主、

二四、
扶養義務

2、
機關

口、後見監督人
(一)、指定後見監督人、
(三)、選定後見監督人、

ハ、親族
裁判所の招集する三名以上の本人の親族又は縁故あるもの、
會合なり、

3、
事務

イ、被後見人を監護し教育し及び懲戒すること、
ロ、被後見人の財産を管理すること、

ハ、被後見人の財産に關する法律行為に付き其の代理人となること、

1、
意義

意義自から生計を維持し又は自己の資産を以て教育を受くる能はざるものに對し近親者が之れを扶助するの義務なり、

口、扶養義務者
(一)、直系尊族、
(二)、直系卑族、
(三)、配偶者、
(四)、夫妻の一方と其の家にある姻族たる直系尊族、

2、
順位

口、扶養義務者
(一)、兄弟姉妹、
(二)、配偶者、
(三)、直系卑族、
(四)、直系尊族、
(五)、戸主、
(六)、兄弟姉妹、

1、意義—專屬的權利義務を除外したる權利義務の包括的移轉を云ふ、

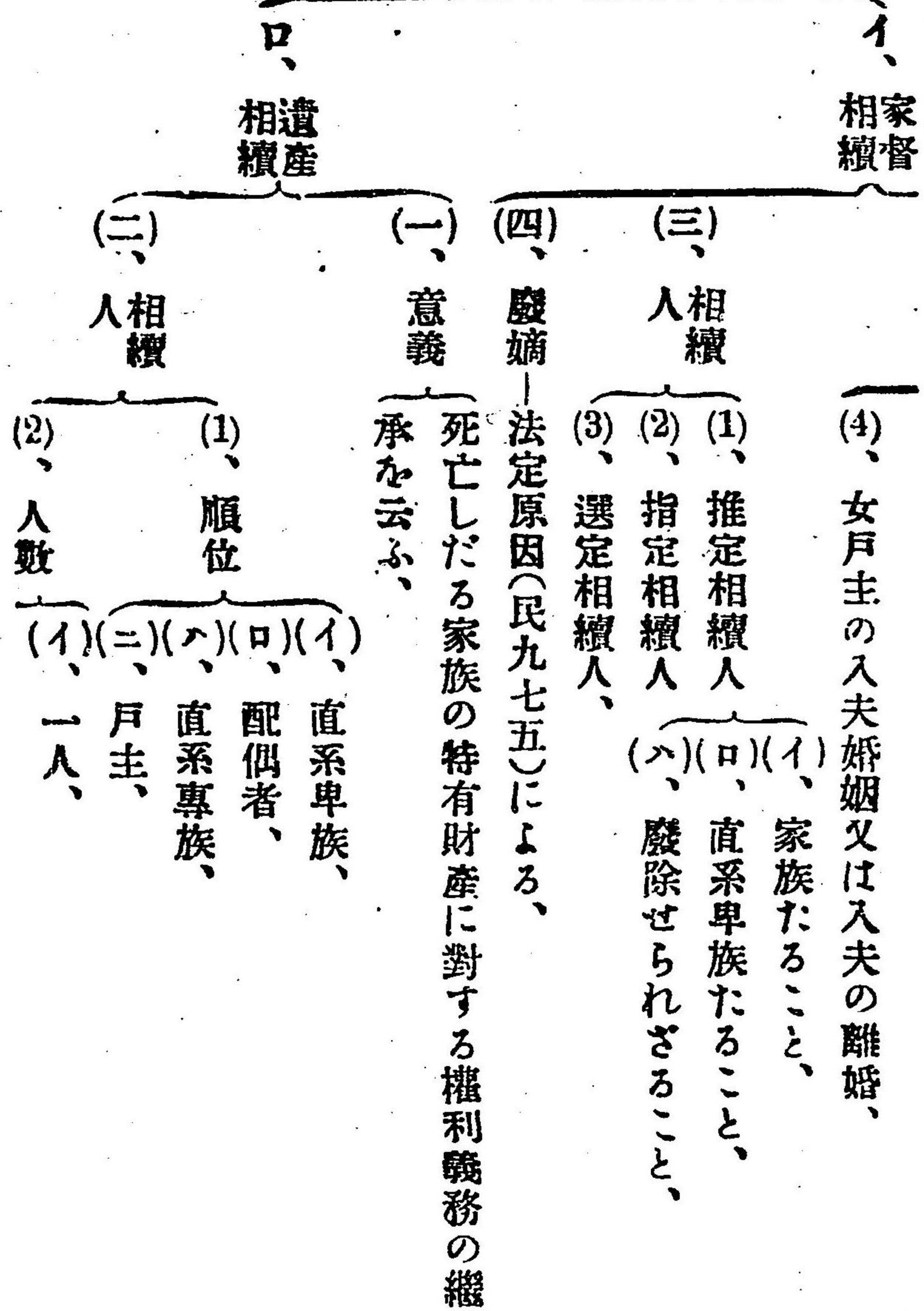
(一)、意義—戸主の有せし權利義務及び特權の繼承を云ふ、
(1)、戸主の死亡・失踪・國籍喪失、

(2)、隱居、

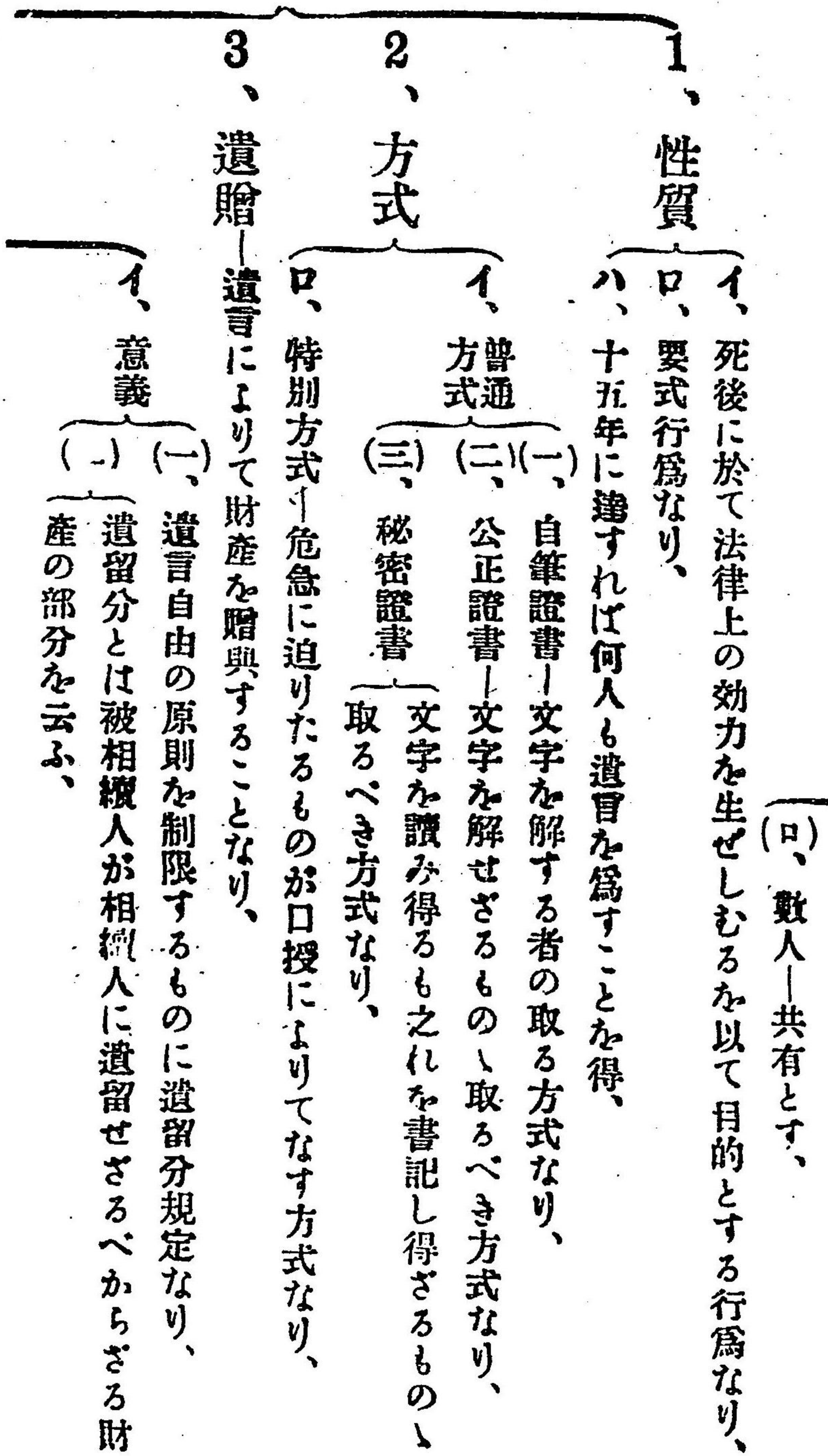
(二)、原因
(3) 戸主が婚姻又は養子縁組の取消によりて其の家を去りたる時、

二五、
相続

2、種類

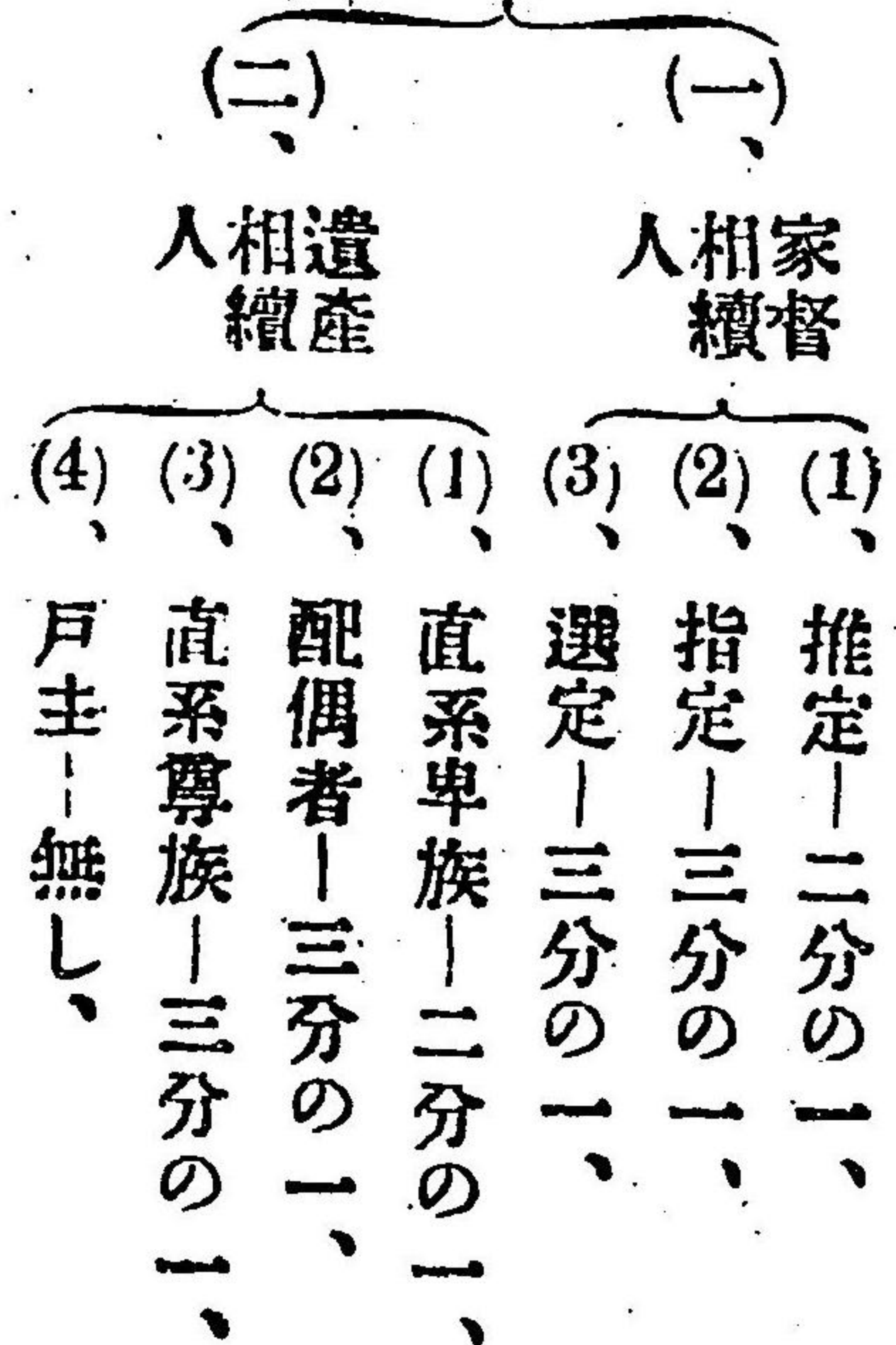


二六、遺言



4、遺留分

區別



表解 法制經濟 (法制篇) 終

表解 法制經濟 (法制篇)

附錄

第一、最近三年間に於ける各府縣中學校師範學校學年試驗法制經濟科問題

法制の部

- 一、法制と經濟及び道德との關を説明せよ、
- 二、統治權及び主權の性質及び兩者の異同を問ふ、
- 三、我國體及び政體の特色を説明せよ、
- 四、法の制定及び其の効力を説明せよ、
- 五、天皇の特權を述べよ、
- 六、皇位繼承に關する皇室典範の規定如何、
- 七、領土及び領土權の性質を説明せよ、

- 八、憲法上の大權を説明せよ、
- 九、憲法上に於ける臣民の權利義務を述べよ、
- 一〇、帝國議會の組織及び其の權限を説明せよ、
- 一一、衆議院議員の選舉の資格を問ふ、
- 一二、國務大臣の任務及び其の責任の性質を説明せよ、
- 一三、政府とは何ぞや、
- 一四、司法裁判所の構成及び其の職權を問ふ、
- 一五、民事訴訟手續を説明せよ、
- 一六、犯罪の意義及び種類を問ふ、
- 一七、行政の意義種類を説明せよ、
- 一八、司法と行政との區別及び其の關係を述べよ、
- 一九、行政監督の實質を説明せよ、
- 二〇、各省大臣の權限を述べよ、

- 二一、官吏の性質及び其の權利義務並びに其の責任を問ふ、
- 二二、市町村の自治機關を説明せよ、
- 二三、市町村會の組織及び其の權限を述べよ、
- 二四、市町村の財政を述べよ、
- 二五、營造物の性質並びに其の種類を述べよ、
- 二六、行政訴訟及び訴訟の原因及び其の手續を述べよ、
- 二七、無能力者に關する民法の規定を述べよ、
- 二八、商人に關する商法の規定を述べよ、
- 二九、債權の性質及び其の發生原因を説明せよ、
- 三〇、戸主及び家族の權義を問ふ、
- 三一、覺權の實質を説明せよ、
- 三二、後見開始の原因及び後見の機關及び其の權限を問ふ、
- 三三、家督相續人の種願及び其の相續の順位を述べよ、

第二、各府縣立小學校教員檢定試驗法制經濟最近三年間に於ける問題

法制の部

- 一、國家の性質及び其の構成要素を説明せよ、
- 二、國體及び政體の意義を説明せよ、
- 三、權利義務の意義を説明せよ、
- 四、統治權と憲法との關係を説明すべし、
- 五、臣民分限得喪の原因を述べよ、
- 六、統治機關の性質及び其の種類を述べよ、
- 七、國務大臣と各省大臣との區別を述べよ、
- 八、裁判所の職權及び裁判所の種類を述べよ、
- 九、刑事訴訟手續を述べよ、
- 一〇、刑罰の意義及び其の種類を説明せよ、
- 一一、檢事・執達吏・公證人・辯護士の職務を述べよ、

(146)

(147)

- 一二、内閣及び内閣總理大臣の權限を述べよ、
- 一三、地方官廳の種類を述べよ、
- 一四、公共團體の性質及び其の種類を問ふ、
- 一五、市町村住民及び公民の要件を問ふ、
- 一六、市町村會の組織及び其の權限を述べよ、
- 一七、市參事會及び町村長の職權を説明せよ、
- 一八、市町村及び府縣郡の行政の監督を説明せよ、
- 一九、法人の性質・種類・能力・機關を説明せよ、
- 二〇、物權の種類を擧げて之れを説明せよ、
- 二一、契約成立の要件及び其の種類を述べよ、
- 二二、親族の範圍を説明せよ、
- 二三、婚姻成立の要件及び其の効力を述べよ、
- 二四、養子縁組の要件及び其の効力を問ふ、

- 二五、離婚及び離縁の要件如何、
- 二六、親族會の組織及び其の職務を問ふ、
- 二七、家督相續開始の原因及び隱居の要件を述べよ、
- 二八、遺言及び其の方式を説明せよ、
- 二九、遺留分の意義及び之に關する民法の規定を述べよ、
- 三〇、扶養義務とは何ぞ及び其の順位如何、
- 三一、遺産相續の原因及び順位を問ふ、
- 三二、廢嫡原因を述べよ、

第三、文部省檢定試験法制經濟科第一期以來明治四十二年迄の問題

法制の部

第一回 明治三十六年度

◎豫備試験 (二時間)

- 一、法律と道徳との關係を説明し特に兩者抵觸の場合を論ずべし。

- 二、自治制の概要を説明し、特に自治制に對する國民の義務を論ずべし。

◎本試験 (二時間)

- 一、生徒に講述する心持を以て帝國議會の性質及び職權を通俗的に説明せよ、
- 二、全上の心持を以て商事會社の種類及び各性質を通俗的に説明せよ。

第二回 明治三十七年度

◎豫備試験 (二時間半)

- 一、立憲政體の概念を叙述し、特に我政體の要領を明かすべし。
- 二、物權と債權との性質及び效力の異同を辨明すべし。

◎本試験 (二時間)

- 一、兵役の義務を説明すべし。
- 二、家督相續と遺産相續とを説明すべし。

第三回 明治三十八年度

◎豫備試験 (二時間半)

(150)

- 一、法制を制定する手續を述べべし。
- 二、法律行爲とは何ぞ。

◎本試験 (二時間)

- 一、營造物の性質を説明すべし。
- 二、後見開始の原因を説明せよ。

第四回 明明三十九年度

◎豫備試験 (二時間)

- 一、憲法上の天皇の大權を略説すべし。
- 二、後見の重要なものを説明すべし。

◎本試験 (二時間)

- 一、裁判所の職權を述べべし。
- 二、債權發生の原因を説明せよ。

第五回 明治四十年年度

(151)

◎豫備試験 (二時間)

- 一、現行地方制度の概要を説明すべし。
- 二、左の語の意義を説明すべし。

- (1)、戒嚴令、
- (2)、緊急命令、
- (3)、禁治産者、
- (4)、時效、
- (5)、遺留分、

◎本試験 (二時間)

- 一、攝政の性質、攝政を置くべき場合及び攝政となるべき人を説明すべし。
- 二、行政裁判制度の概要を説明すべし。

第六回 明治四十一年年度

◎豫備試験 (二時間半)

- 一、憲法法律及び命令の意義並に區別を論ずべし。
- 二、無能力者とは何を云ふか。後見の性質及び效力を問ふ。

◎本試験 (二時間)

- 一、自治制度の精神を平易に説明し、左の意義を明にせよ。

(イ)、公氏 (ロ)、名譽職、

- 二、親族法及び相續法に關する日本民法の重なる特色を論ぜよ。

口述試験

- 一、立憲制度の特色。
- 二、議會の組織。
- 三、議會の職務權限。

第七回 明治四十二年度

◎豫備試験 (二時間半)

- 一、内閣及び樞密院の地位を説明すべし。

- 二、左の語の意義を説明すべし。

- (1)、律令、
- (2)、違警罪、
- (3)、訴願、
- (4)、合名會社、
- (5)、禁治產者、

解表
法制經濟
(法制篇)終

解表
法制經濟
(法制篇)終

經濟篇

表解 法制經濟 (經濟篇)

目次

第一篇 經濟上の根本

概念

一、欲望	一頁
二、財貨	二
三、價值	五
四、價格	五
五、經濟	六

六、經濟學

第一篇 生産論

一、生産	八
二、自然	九
三、勞力	一
四、資本	三
五、産業	一五

- 六、分業……………一六
- 七、機械……………一八
- 八、企業……………二〇
- 九、自由競争……………二三
- 一〇、個人間の競争……………二四
- 一一、階級間の競争……………二七
- 一二、國際間の競争……………三〇

第三篇 交換論

- 一、交換の概念……………三三
- 二、物價……………三四

第四篇 分配論

- 三、貨幣……………三七
- 四、信用……………三九
- 五、信用證券……………四一
- 六、信用機關……………四四
- 七、貿易……………四六
- 八、交通……………五〇
- 一、分配の概念……………五一
- 二、地代……………五三
- 三、利子……………五四

- 四、賃金……………五五
- 五、利潤……………五七

第五篇 消費論

- 一、消費の概念……………五九
- 二、恐慌……………五九
- 三、人口……………六二
- 四、家計及び勤儉貯蓄……………六三
- 五、保險……………六三

第六篇 財政論

- 一、財政の概念……………六四

- 二、豫算……………六六
- 三、歳入……………六九
- 四、租稅……………七〇
- 五、我國現行租稅……………七六
- 六、手數料……………七六
- 七、官業……………七六
- 八、公債……………八〇

附 錄

- 一、第一回 文部省教員檢定試驗
以來 法制經濟科問題……………一

三、最近三年間各府縣中學校及
 び小學校教員檢定試験に共
 通せる法制經濟科問題：……六

目次 (畢)

解表 法制經濟

經濟篇

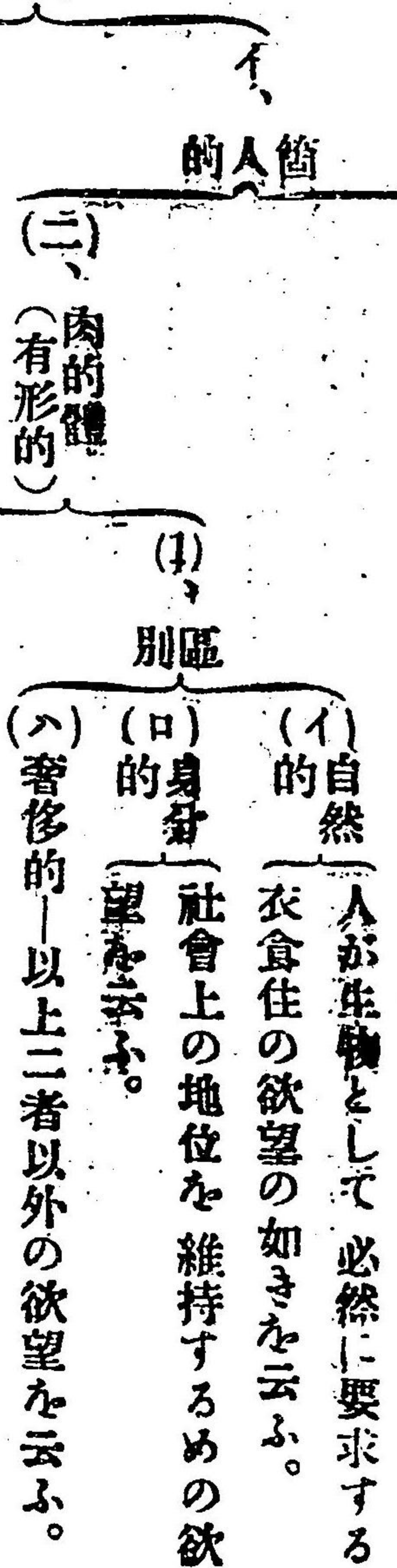
第一篇 經濟上の根本概念

(1)

- 1、意義——不足の感覺と之れを除去せんとする願意となふ。
 - 2、必要
 - イ、人類の生存・發達の條件たること。
 - ロ、社會の文明進歩の條件たること。
- (一) 精神的(無形的)——智識・名譽等に對する欲望の如し。

一、欲望

3、種類



1、意義

ロ、社會的—各種の社會の有する所の欲望を云ふ。
 人の欲望を満足せしむるに適當せるものを云ふ。

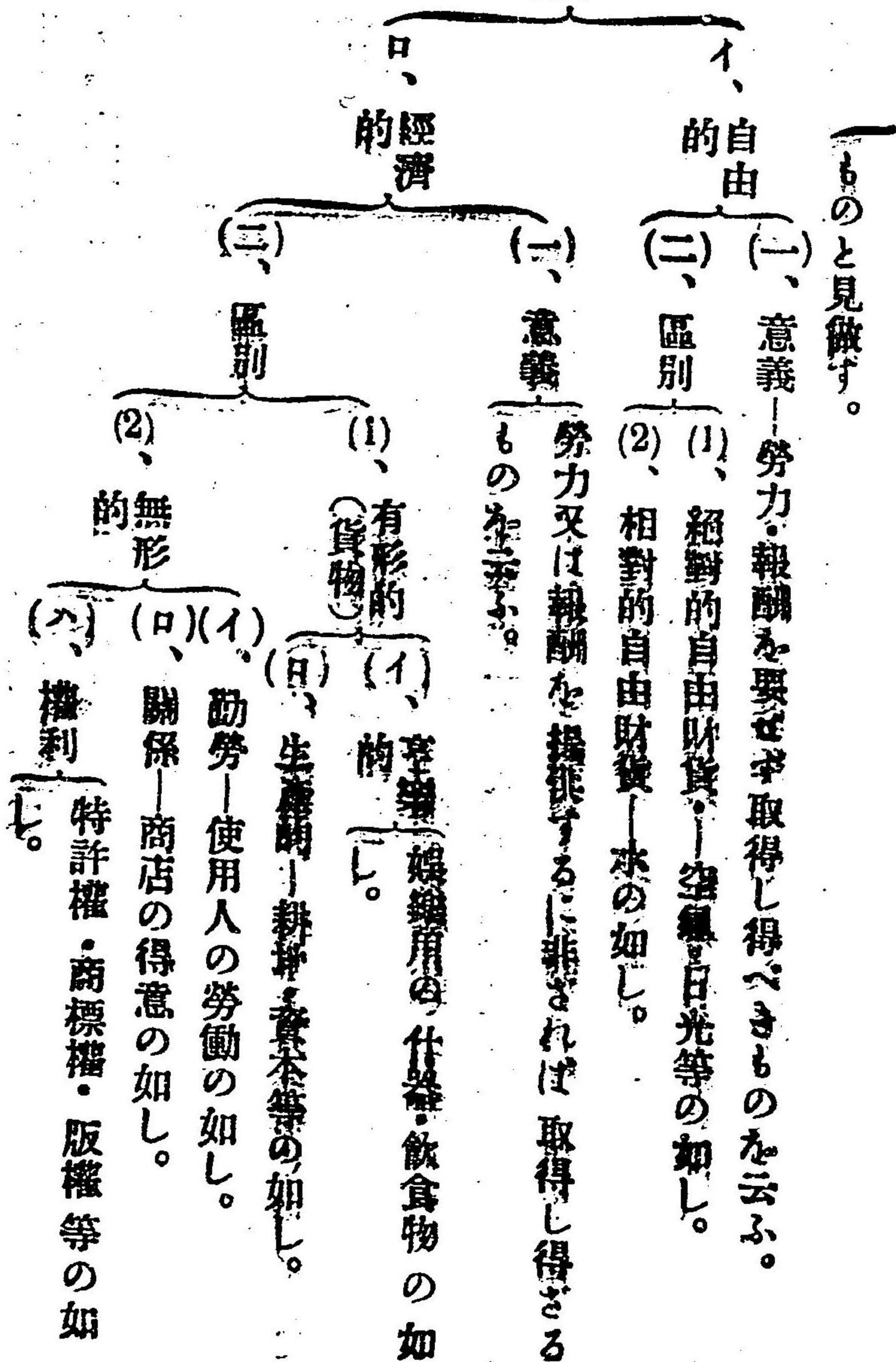
2、欲望との關係

イ、欲望なくんば財貨なく従つて欲望に無關係なるものは財貨に非ず。
 欲望の變動によりて財貨も亦變動す、従つて昔時財貨たりし物も今日財貨たらざるものあり。
 ハ、欲望には善惡の區別あるも、財貨其ものは經濟上皆價值あるもの

(2)

二、財貨

3、種類



(4)

4、財産

——經濟主體に歸屬せる一定の財貨を云ふ。
イ、意義——財産の大なる集積を云ふ。

5、富

イ、個人の富、
ロ、團體の富、
ハ、種類

(三) 國富

- (1) 一國內の個人及び團體の富の總計と國富とは精密には一致せず。
- (2) 國富の中心は土地・資本・勞力の三者とす。
- (3) 國富の一たる勞力の效程を進むる保食・教育・交通等の諸機關及び國富・社會の制度並びに一國の風土等も國富をなす。
- (4) 個人及び團體の富を増進すると共に、國富を増進するは國民の至大義務とす。

1、意義

人の認めて以て其の欲望を満足するに適當なりとなす財貨の性質即ち

(5)

三、價值

2、大小

イ、財貨異なれば通常其の價值の大小を異にす。
ロ、同一財貨にても人によりて其の價值の大小を異にす、交換は之に基づく。
ハ、價值の大小は財貨の多少と逆比例す、效用遞減法とは此の原則の謂なり。

——效用を云ふ。

3、種類

イ、利用價值——人の利用に適する性質を云ふ。
ロ、交換價值——他の財貨と交換し得る性能を云ふ。

1、意義

——財貨と財貨との交換比例を云ふ。

2、種類

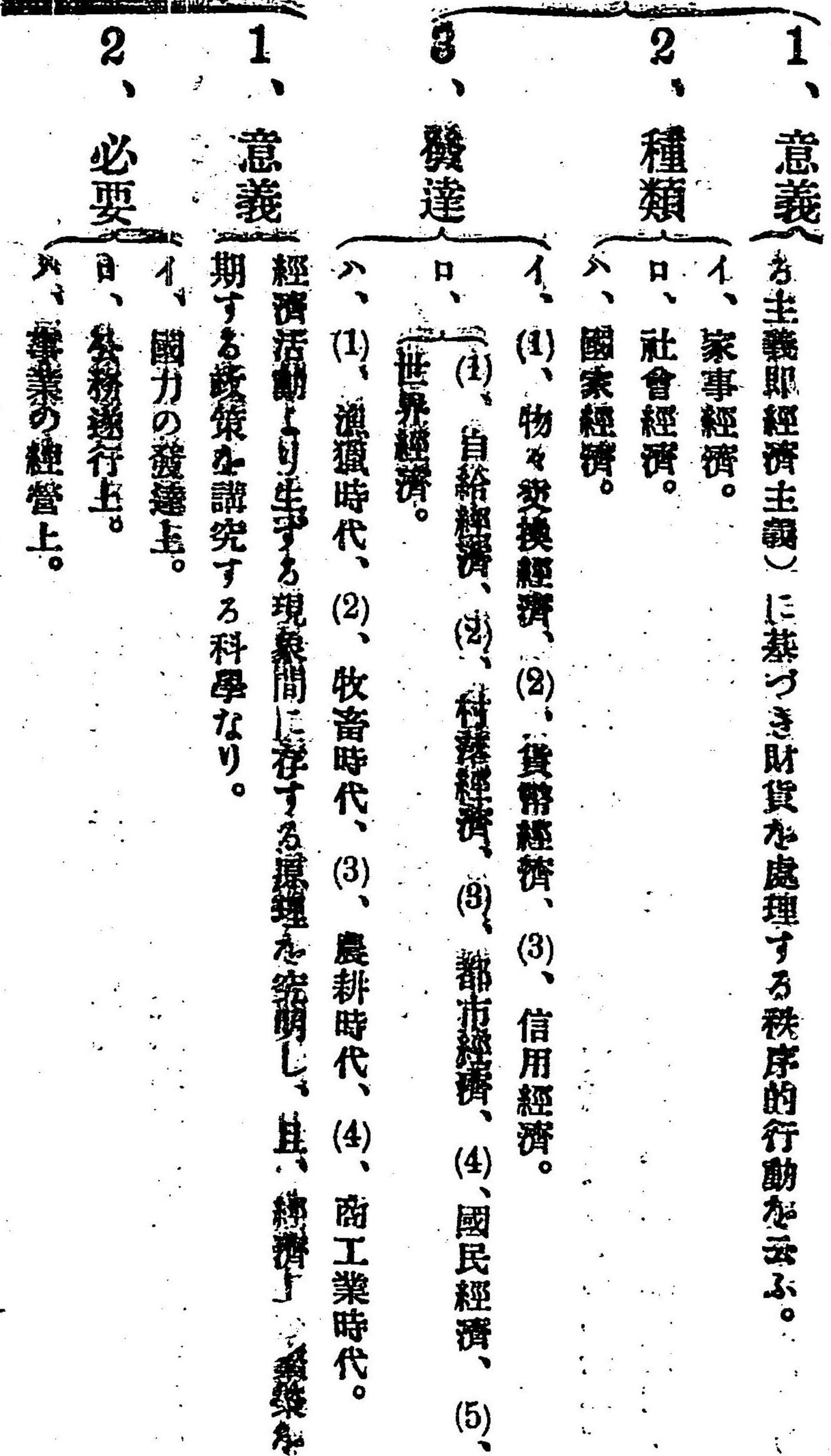
イ、個人的價格——各個人が二以上の財貨に對して附したるものを云ふ。
ロ、社會的價格——社會一般の人が附したるものにして、經濟學の研究する所は之れに屬す。

四、價格

——欲望充足の爲めに一定の主観（最小の勞費を以て最大の效果を得んとす

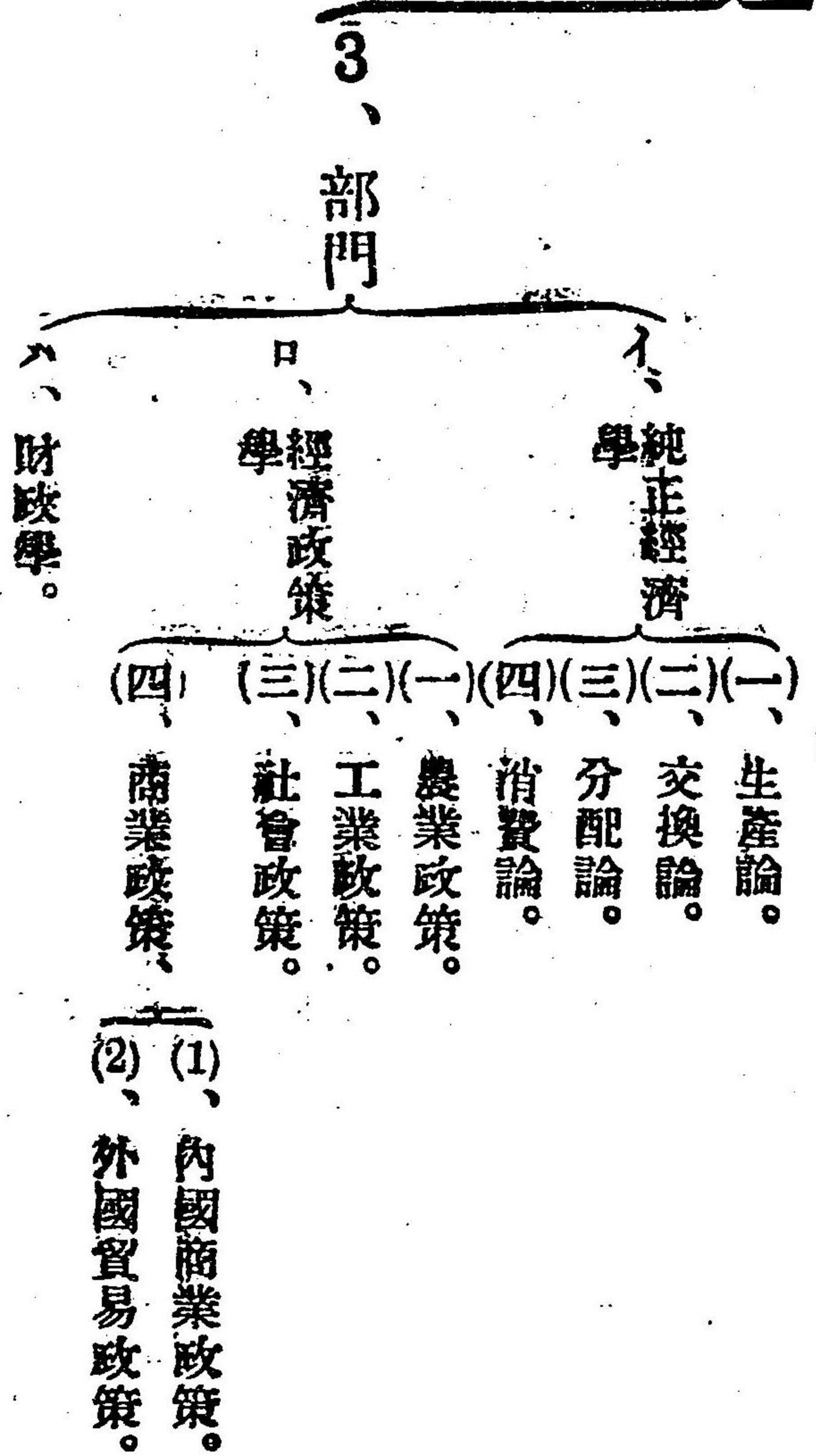
(6)

五、經濟



(7)

六、經濟學



第一篇 生産論

一、生産

1、意義

人力による價値の作出・増加を云ふ。

2、理論

イ、重商派—貴金屬の發掘・吸收を唯一の生産なりとせり。
ロ、重農派—農産物の産出を唯一の生産なりと思惟せり。
ハ、正統經濟學派—價値を作出・増加することを生産なりとし、従つて農・工・商等を總て生産事業なりとせり。

3、種類

イ、原始産業—原料の産出・牧畜・林業・農業等。
ロ、工業—形態の變更。
ハ、商業及び運輸業—位置の變更。

4、要素

イ、自然
ロ、勞力
ハ、資本

(一) 原始的—風力・水力・熱力・土地生産力等の如し。

二、自然

1、種類

イ、自然力
ロ、自然物—其の種類分量は地味・氣候等によりて決定せらる。

イ、生産力

(一) 決定
ロ、地味。
(二) 條件
ハ、位置。
(三) 法則
イ、報酬遞増法。

2、土地

報酬遞減法

(イ) 意義
一定の耕地に使用せらるる勞力・資本が一定限度を越ゆる時は一定の法則に従ひて報酬は比較的減少すること云ふ。
(ロ) 原因
イ、交通機關の發達。
ロ、農法の改良。
ハ、農具の改善。
ニ、法制的進歩。

1、意義

口、面積—土地は面積を供給することによりて、生産の要素をなす。
生産に使用せらるゝ人の體力・心力の活動を云ふ。

2、要素

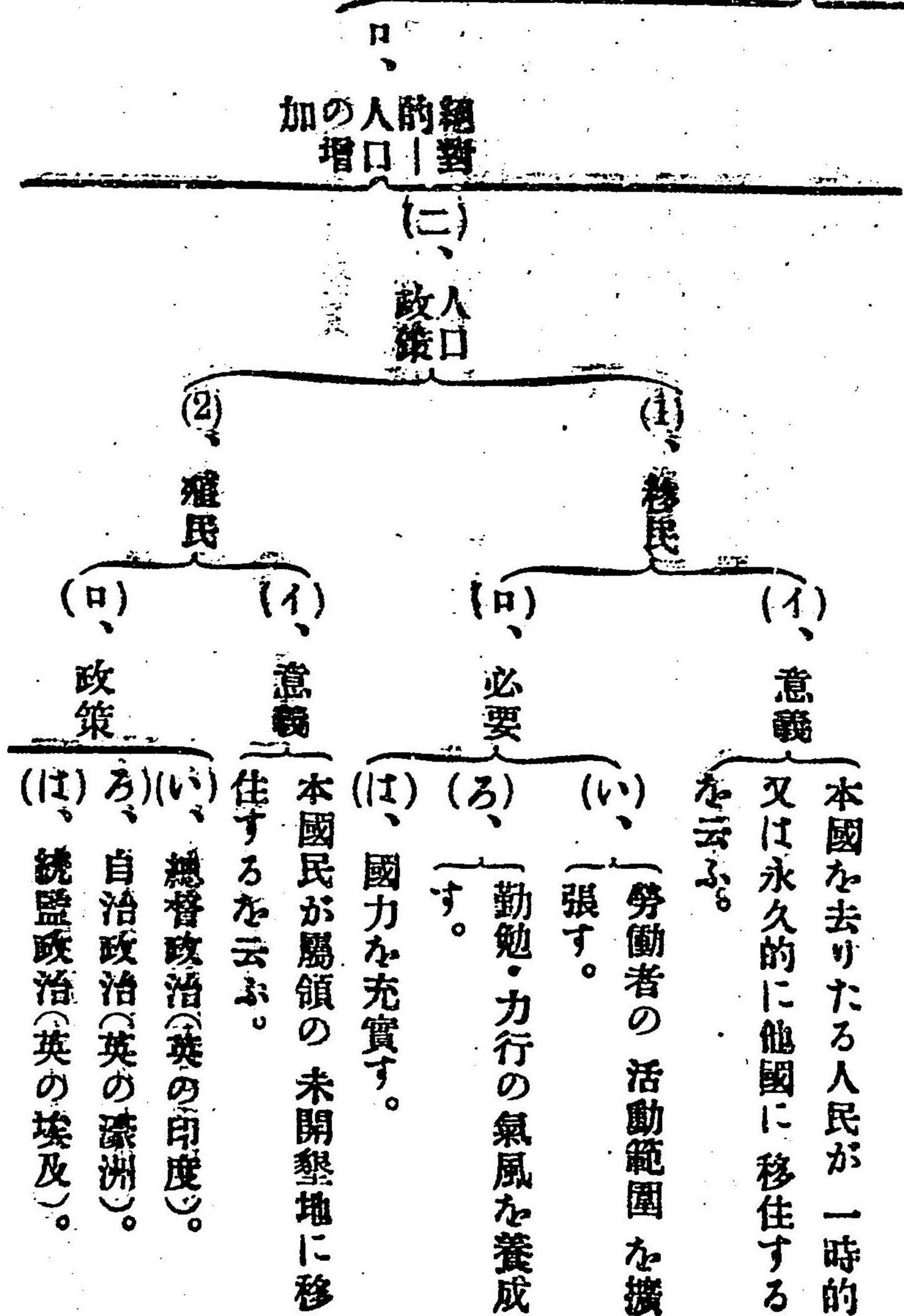
- イ、體力。
- ロ、智力。
- ハ、道徳力。

1、相對

- (一) 個人體格 (1) 食料問題。
(2) 結婚問題。
- (二) 個人の堪能・勤勉・道義心の發達—教育問題。
- (三) 社會制度 (1) 工場問題。
(2) 勞働紹介及び授産問題。
- (四) 勞働時間—八時間問題。
- (一) 人口増加
獨・佛三國の對照は人口増加が國力發達の要因たることを證す。

三、勞力

3、増加原因



4、種類

1、意義

- イ、發明及び發見。
 - ロ、採取—伐木・採礦・獵漁等
 - ハ、粗製品の生産—農業・林業・牧畜業等。
 - ニ、製造工業。
 - ホ、商業及び運輸業。
 - ヘ、勤勞—醫師・辯護士・教師等の勞力を云ふ。
- 過去勞力の結果にして未來の生産に供せらるべき財貨を云ふ。
- イ、勤勉
 - (一)、國民性。
 - (二)、教育。

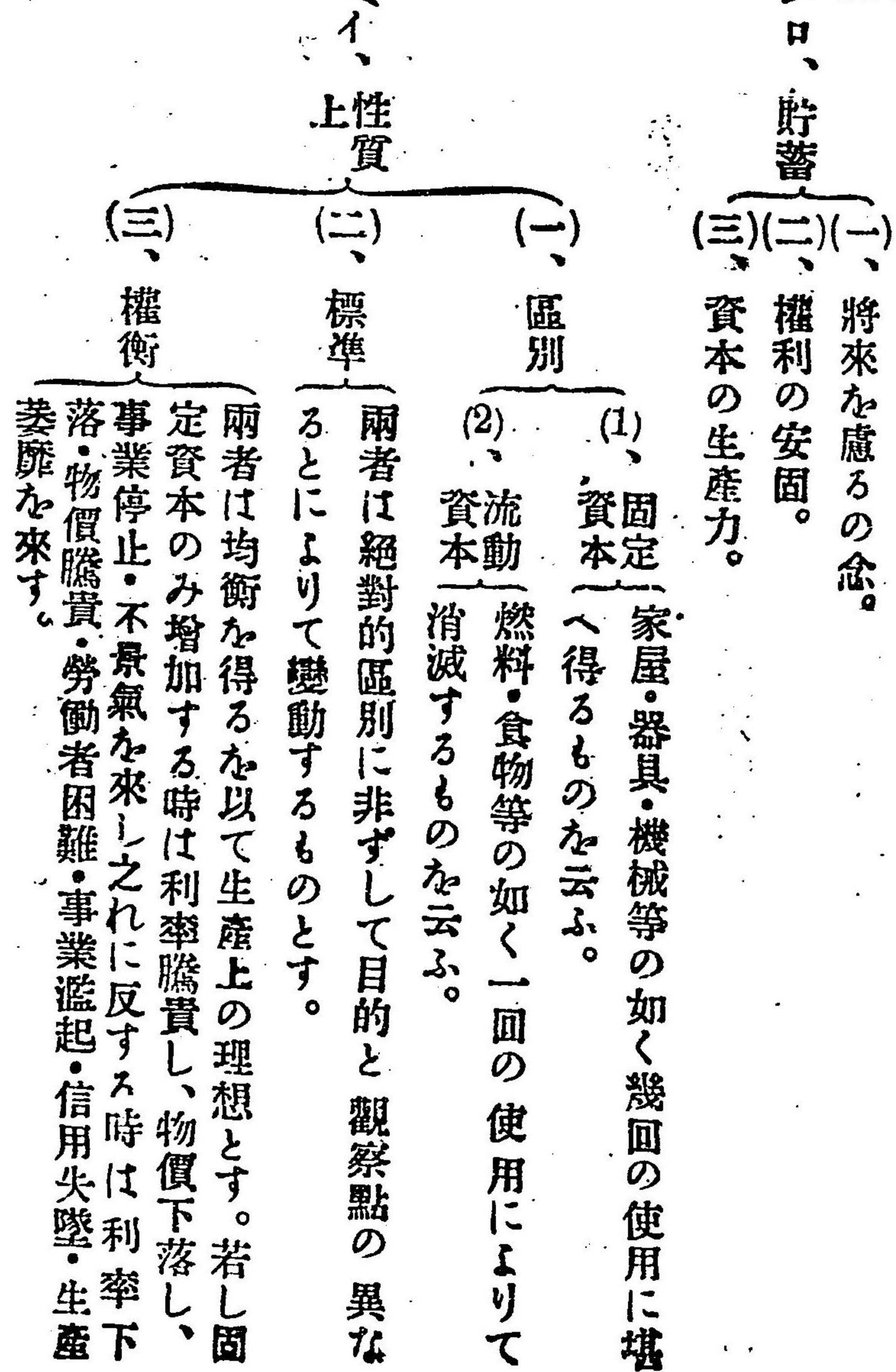
(三) マルサスの人口論

(一)、特許會社政治(英の南阿)。
 食物は等差的に増加すれども、人口は等比的に増加するが故に防碍なきに於ては近き將來に於て食料の不足を來すべしと。

2、成立

四、資本

3、種類



4、作用

- イ、生産物の種類・分量を定む。
- ロ、労力を補充す—資本によりて達致されたる文明の利器は、労力を補充す。
- ハ、自然を征服す—自然を征服する文明の利器は資本を前提とす。
- ニ、文明を傳搬す—例へば英國の印度に於ける、我國の韓國に於けるが如し。
- ホ、國力を擴張す—現代の侵略は武力に非ずして資本放下による經濟的侵略なり。
- イ、第一義—資本の最重なる生産組織を意味す。

形態

- (一) 無形資本
 - (1) 專賣權・商標權・版權。
 - (2) 商店の得意。
- (二) 有形資本
 - (1) 生産用具・建造物。
 - (2) 原料・助成品・貨幣・商品等。

五、産業

- 5、資本主義
 - ロ、第二義—資本家の指揮監督によりて行はるゝ生産組織を意味す。
 - ハ、第三義—富者政治・黄金萬能主義を意味す。
- 1、生産方法の發達
 - イ、自然經濟—牧畜時代の如く生産要素中自然が最も重要なる生産方法を云ふ。
 - ロ、勞力經濟—農工時代の如く生産要素中勞力が主要なる生産方法を云ふ。
 - ハ、資本經濟—商工業時代の如く資本が最も重要なる生産方法を云ふ。
- 2、現今産業の特徵
 - イ、産業の分業の實行。
 - ロ、機械の使用。
 - ハ、産業の組織
 - (一) 企業の勃興。
 - (二) 自由競争の流行。
- 1、意義—業務を分擔して完全の綜合的成果を得んとする生産方法を云ふ。

六、分業

2、種類

- イ、技術的分業。
- ロ、職業的分業。
- ハ、場所的分業
 - (一) 都鄙分業。
 - (二) 地方分業。
 - (三) 國際分業。

3、利益

- イ、各人の長所を發揮せしむ。
- ロ、各人の熟練を増す。
- ハ、發明・改良を促す。
- ニ、時間と勞力とを節約す。
- ホ、資本を節約す。
- ヘ、職業を増加せしむ。

4、弊害

- イ、労働者の身體及び精神を害す。
- ロ、職業に對する依順心を甚からしむ。

5、制限

- イ、外因
 - (一) 市場の範圍
 - (1) 消費者の購買力。
 - (2) 交通及び運輸機關の状態。
 - (二) 資本の分量。
 - (三) 職業の性質。
- ロ、内因—分業其のものが性質上有する弊害に基づく制限。

1、意義

器具の發達完備せるものにして勞力の補助又は代用をなすものを云ふ

2、種類

- イ、發動機
 - 蒸汽機關・電動機の如く勢力を發して勞力に代はるものを云ふ。
- ロ、労働機—紡績・織物の機械の如く労働者の熟練に代はるものを云ふ。

- ハ、家庭の圓滿を害し教育を蔑視せしむ。
- ニ、秩序と風俗とを害す。

七、機械

3、利益

- イ、動作の均一。
- ロ、活動時間の無制限。
- ハ、生産費の減少、従つて物價の低廉。
- ニ、勞力の節約。

4、弊害

- ホ、供給の豊富・迅速。
- イ、衛生・風紀・家族團樂の破壊。
- ロ、生産の過剩。
- ハ、貧富の懸隔及び貧民の増加。

1、性質

- イ、市場に供給する目的を以て貨物の生産をなす。
- ロ、自己の責任を以て生産要素を結合す。

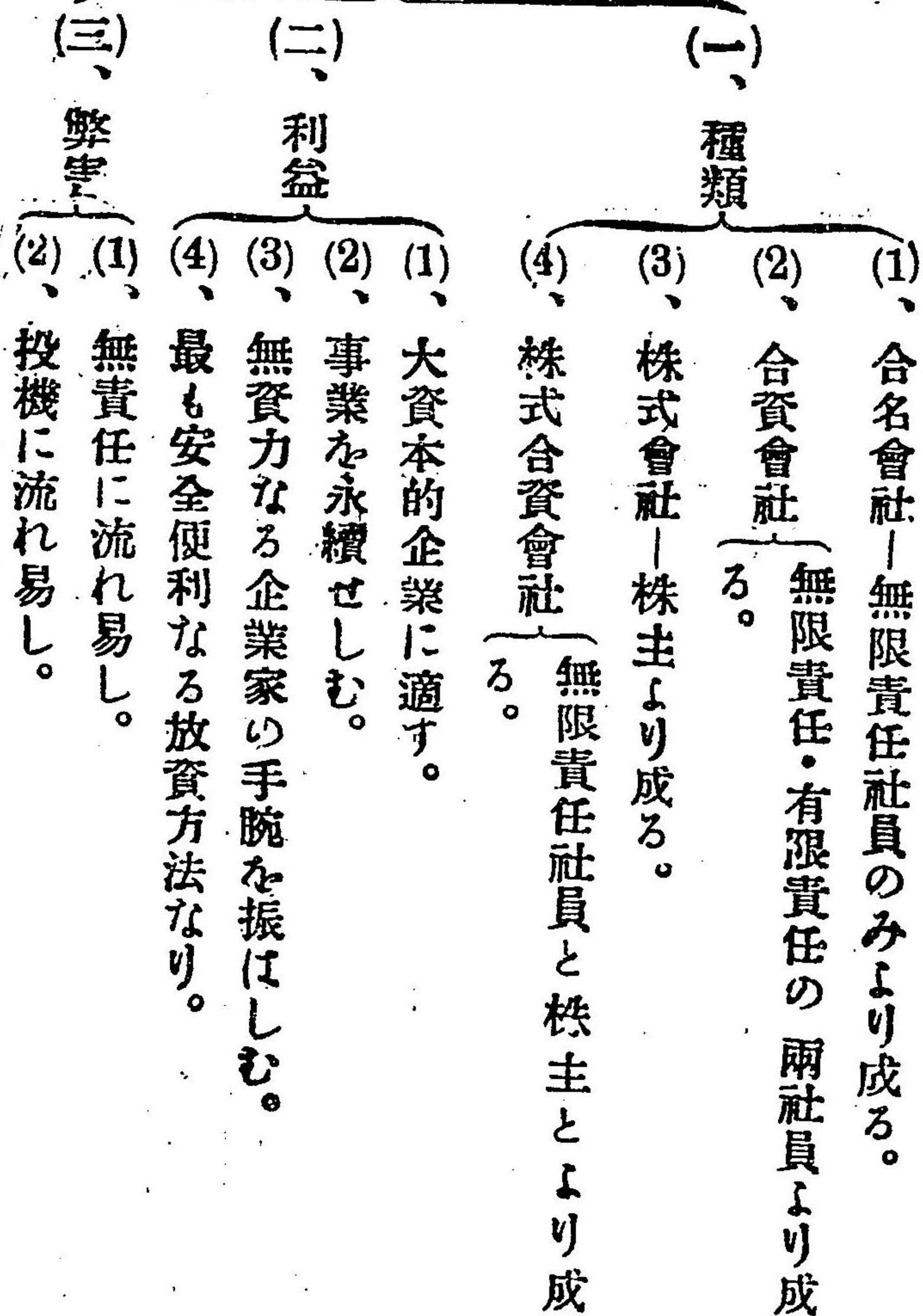
2、利益

- イ、一國の生産力を増加す。
- ホ、生産要素の利用を増進す。
- ハ、迅速なる需要に應ずるを得。

3、種類

イ、個人的

ロ、會社



八、企業

ハ、聯合

(一) 起因

- (1) 自由競争の激甚。
- (2) 資本的生産組織の流行。

企業家間の競争を制限し各
 自の利益を維持せんが爲め
 に、或る範圍内に於て各自
 の行動を制限する同盟團體
 を云ふ。

(イ) 意義

カルテ
 ル(シ
)ンダ
 ケ(ト)

(ロ) 種類

- (イ) 販賣
 - 制限的
 - 物價制限
 - 販路制限
 - 配分的
 - 労働者に對する
- (ロ) 購買
 - 同盟
 - 原料仕入同盟

(二) 種類

(2) トラス

(ハ) 利害

- (イ) 利益
 - 生産の過剩を防ぐ。
 - 無益の競争を避く。
- (ロ) 弊害
 - 獨占より生ずる
 - 政治上・社會上。

(ロ) 起因

米國に行はれし信託業とす。

(イ) 意義
 各企業家聯合して一信託者
 に企業全部を信託提供し、
 以て企業を統一し競争を杜
 絶し、獨占的利益を得んと
 する企業家の合同を云ふ。